

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	西田	内線	2686			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25 年度	根拠	身体障害者福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成31年4月末現在数：7,057人（18歳未満含） 肢体不自由：3,448人、視覚障がい：536人、聴覚・言語機能障がい：784人、内部障がい：2,289人							
内容	<p>【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障がい者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由して、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた東京都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めたときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同様手続きで再交付（更新）申請をすることができる。</p>							
経過	<p>憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。</p> <p>昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日）</p> <p>昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。</p> <p>昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加</p> <p>平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加</p> <p>平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間）</p> <p>平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。</p> <p>平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加</p> <p>平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。</p>							
必要性	-							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	① 交付件数(件)		513	650	625	650		900
	② 年度末手帳所持者(人)		7,107	7,055	7,060	7,100		7,400
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
交付件数（再交付含む）（件）		929	806	850	513	650	625	650
年度末手帳所持者数（人）		7,847	7,018	7,001	7,107	7,055	7,060	7,100

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	4,431	4,644	213	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	481	351	▲130	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲4,912	▲4,995	▲83	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	4,912	4,995	83	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲4,912	▲4,995	▲83	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲4,912	▲4,995	▲83		

備考 行政費用については、都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 ○65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占めているため、介護保険との連携、サービス面の調整が必要である。  
○組織改正により保健師が保健所に移管となったが、これまで保健師が関わっていた身体及び精神の手帳を所持している方や、精神障害者手帳は所持していないが精神面での支援が必要な方等への対応を含め、今後も保健所との連携が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保健所との連携を引き続き行って、さらに他部署や関係機関とも連携し、円滑な支援ができるようにする。	保健所や高齢分野での関係機関との連携をとり、柔軟な支援を行うことができた。	地域包括支援センター等関係機関や他部署と連携をとり、円滑な支援を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	身体障害者福祉法に基づく事務

況（要旨） 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	鈴木	内線	2686		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 42 年度	根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 平成31年4月末現在：1,451人（18歳未満含） 1度：54人 2度：298人 3度：343人 4度：756人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）</li> <li>②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。</li> <li>③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。</li> <li>④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</li> </ol>						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付件数（人）	53	46	43	50	60	
	② 年度末手帳所持者数（人）	1,398	1,424	1,449	1,450	1,450	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
交付件数(人)		52	45	49	53	46	43	50
年度末手帳所持者数(人)		1,299	1,333	1,369	1,398	1,424	1,449	1,450

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	4,431	4,644	213	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	481	351	▲ 130	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,912	▲ 4,995	▲ 83	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	4,912	4,995	83	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,912	▲ 4,995	▲ 83	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,912	▲ 4,995	▲ 83		

備考 行政費用については、都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 児童福祉法の改正により特別区にも児童相談所の設置が可能となるため、児童相談所業務の中の愛の手帳の交付については、都・他区との調整など詳細な検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童相談所の設置に係る課題について検討する。	児童相談所の設置に係る課題について、東京都及び他区と協議を行った。	引き続き、児童相談所の設置に係る課題について検討する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況（要旨） 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	星野	内線	2688			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	条					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。							
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。31年3月末日現在の手帳所持者数：2,229人（内訳1級：100人 2級：1,088人 3級：1,041人）※参考：自立支援医療制度利用者3,756人（31年3月末時点）							
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）、手帳1級所持者には心身障害者医療費助成制度（マル障）。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載</li> <li>②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する</li> <li>③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す</li> </ol> <p>※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>							
経過	<p>平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p> <p>平成22年 3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正</p> <p>平成23年 4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を同日にできる。</p> <p>平成26年 4月 性同一性障害の方に配慮し性別欄を削除し、同時に自立支援医療受給者番号削除</p> <p>平成28年 1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始</p> <p>平成31年 1月 手帳1級所持者に心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象が拡大される。</p>							
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>経由事務のため、予算措置なし。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	所持者数の割合（％）	58	59	59	60	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	星野	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	障害者総合支援法第52条、第53条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に於いて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。						
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）						
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。						
経過	平成12年4月	通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。					
	平成12年9月	国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く）					
	平成15年4月	国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。					
	平成18年4月	通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。					
	平成22年4月	平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。					
	平成24年4月	荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始					
	平成25年4月	根拠法令改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）					
	平成28年1月	各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。					
	平成29年11月	マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。					
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成30年度交付金 3,098,738円						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受理件数（新規・再開・更新・変更届）（件）	5,014	5,299	5,611	5,900	5,400	
	② 受給者数（年度末現在）（人）	3,244	3,447	3,756	4,000	3,600	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	自立支援医療申請受理件数(件)	4,354	4,581	4,714	5,014	5,299	5,611	5,900
	自立支援医療受給者数(人)	2,690	3,004	3,109	3,244	3,447	3,756	4,000
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		3,804	5,558	1,754		地方税				
物件費					国庫支出金						
維持補修費					都支出金						
扶助費					分担金及び負担金						
補助費等					使用料及び手数料						
減価償却費					その他						
不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0			
賞与・退職給与引当金繰入額	413	420	7		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲4,217	▲5,978	▲1,761			
その他行政費用					金融収支差額(d)						
行政費用合計(b)	4,217	5,978	1,761		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲4,217	▲5,978	▲1,761			
特別費用(g)					特別収入(f)						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲4,217	▲5,978	▲1,761			

備考

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。  
給与関係費の増は、件数増に伴う事務量の変化を反映している。

問題点・課題

○保険証の変更及び修正申告等で住民税の変更があった場合は、速やかに届出をするよう指導する。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	所得区分の確認等区で行う手続きに注意を払っていく。	所得区分に記載誤りがあった場合等は、すみやかに連絡し対応する。	窓口が込み合うことが予想される時期には、特に慎重かつ迅速な対応を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	経由事務（法定事務）
況（要旨）	平成28年度9月会議 「精神医療の実態把握及び指導強化について」



事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	難病医療費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	星野	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	令和 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する			
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	規則			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。							
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成31年3月末日現在 認定者数2,321名							
内容	<p>国指定：333疾病、都指定：8疾病 合計：341疾病</p> <p>〔助成内容〕                  難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。                  自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円                  高額かつ長期により軽減の制度あり ※国指定疾病のみ生活保護受給者対象</p> <p>〔申請手続き〕                  1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。                  2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。                  3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業他</p>							
経過	平成29年 1月	マイナンバー制度導入に伴い更新申請時、個人番号に係る調書の添付を開始する。新規申請については、平成28年8月受理分から適用。						
	平成29年 4月	国の指定難病の追加（24疾病）があり、330疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、358疾病となる						
	平成29年11月	マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。						
	12月	平成27年1月1日に開始した経過措置期間が満了となる。						
	平成30年 4月	国の指定難病の追加（1疾病）があり、331疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、359疾病となる						
	平成30年12月	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変医療費助成制度）の開始。						
	令和元年 7月	国の指定難病の追加（2疾病）があり、333疾病となる。						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 経由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 平成30年度都交付金（1件248円×1,405件）＋（1件745円×1,737件）＝1,642,505円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	難病認定者（人）	2,333	2,398	2,321	2,300	2,500	
	②	申請（件）	2,776	2,853	2,742	2,850	3,000	H30年度より肝炎を除く
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	対象疾病が追加されたため、円滑な事務運営に努める。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	難病認定者（人）	2,022	2,243	2,147	2,333	2,398	2,321	2,300
	申請（件）	2,210	2,508	2,754	2,776	2,853	2,742	2,850
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	4,891	6,466	1,575	地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	531	488	▲43	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,422	▲6,954	▲1,532
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)	5,422	6,954	1,532	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,422	▲6,954	▲1,532
	特別費用(g)				特別収入(f)			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲5,422	▲6,954	▲1,532	
備考	行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。 給与関係費の増は、件数増に伴う事務量の変化を反映している。							
問題点・課題	○新規・更新申請時に軽症かつ高額制度に係る申請及び更新申請時に高額かつ長期制度（月額医療費の自己負担を軽減する制度）に係る申請の場合、添付書類（自己負担上限額管理票の写し等）は金額の確認が必要であるので慎重に処理する。							
問題点・課題の改善策								
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価			令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	申請受付時の説明等に注意を払っていく。	マイナンバー制度利用により更新時、添付書類の省略が可能であることをわかりやすく説明した。			転入に伴う難病等の申請で心身障害者福祉手当に該当する場合は、税証明を含め漏れのないように注意を払っていく。			
②								
③								
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
経由事務								
議会要旨	平成26年度2月会議 「指定難病拡大とともに医療費が有料化された方への区の助成について」 平成29年度2月会議 「難病患者支援・相談窓口の設置について」 平成29年度9月会議 「難病医療費助成制度の医療機関及び区報での周知について」							

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和 39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） <b>【有料道路通行料金割引】</b> 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）						
内容	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種のは手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） <b>【有料道路通行料金割引の証明】</b> 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生月末への移行が完了となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 無料乗車券交付件数(件)	1,541	1,453	1,763	1,763	1,785	
	② 有料道路割引取扱件数(件)	518	391	480	528	500	
③ 民営バス運賃割引証交付件数(件)	31	27	46	46	46		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	無料乗車券交付件数(件)	1,622	1,537	1,593	1,541	1,453	1,763	1,763
	有料道路割引取扱件数(件)	531	497	478	518	391	480	528

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,986	2,157	171	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	216	163	▲ 53	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,202	▲ 2,320	▲ 118	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	2,202	2,320	118	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,202	▲ 2,320	▲ 118	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,202	▲ 2,320	▲ 118		

備考 行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 -

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 )  
東京都の經由事務

況(要旨) 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
			担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	令和 18 年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかったり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。</li> <li>進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。</li> </ul>							
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者							
内容	<p><b>【自立支援給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇用型）とB型（非雇用型）がある。</li> <li>施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。</li> <li>療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。</li> <li>生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。</li> <li>就労定着支援 … 一般就労移行者の移行後の生活面に係る支援を行う。</li> </ul> <p>※利用者負担額：施設入所については、生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と自己負担割合相当額（1割）を比較して低額な方。ただし通所サービスは、区独自軽減策により3%負担。</p>							
経過	<p>昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労定着支援」の追加</p>							
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【審査・決定】直営</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	① 療養機関入所者数（人）	21	21	21	21	21		※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
	② 施設入所者数（人）	157	153	154	155	155		※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
	③ 施設通所者数（人）	572	612	789	790	550	※24年4月から作業所ポネルフ含む	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
元年度	2年度							
継続	継続		現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		1,291,395	1,577,338	1,515,681	1,525,179	1,595,995	1,675,483	1,712,095
決算額（元年度は見込み）		1,286,324	1,387,510	1,440,668	1,496,694	1,553,485	1,575,883	1,712,095
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
療養介護対象者数(人)		21	21	21	21	21	21	21
施設入所者数(人)		154	153	154	157	153	154	155
施設通所者数(人)		490	539	554	572	612	789	790
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立支援給付費	1,553,485	扶助費	自立支援給付費	1,575,883	扶助費	自立支援給付費	1,712,095

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,066	1,497	431	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	1,076,087	864,310	▲ 211,777	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	541,078	399,364	▲ 141,714	
	扶助費	1,553,485	1,575,883	22,398	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,617,165	1,263,674	▲ 353,491	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	113	▲ 3	行政収支差額(a)-(b)=(c)	62,498	▲ 313,819	▲ 376,317	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,554,667	1,577,493	22,826	通常収支差額(c)+(d)=(e)	62,498	▲ 313,819	▲ 376,317	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	62,498	▲ 313,819	▲ 376,317		

備考

行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによる。  
行政収入は、29年度自立支援給付費国庫負担金の超過交付により、30年度との差額が大きくなっている。

問題点・課題

○特別支援学校卒業者の進路先確保のため、人員配置等を考慮した上で定員の拡大を検討していく。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川生活実習所の定員について、42名から45名に拡大する。	荒川生活実習所の定員を45名に拡大を図った。	引き続き区内生活実習所の定員拡大に努める。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
状況(要旨)	法定事業		
議会議決(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	斉藤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 40 年度	根拠	障害者総合支援法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。							
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。							
内容	【支援の種類（介護給付）】 ・居宅介護（障害支援区分1以上※ただし身体介護を伴う通院等介助は区分2以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う ・行動援護（障害支援区分3以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害支援区分不要※ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）・・・視覚障がいや移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う 【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と自己負担割合相当額（1割）とを比較して低額な方。ただし、区独自軽減策により3%負担。							
経過	平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付） 平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成26年 4月 重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる） 平成27年 4月 報酬改定 平成29年 4月 報酬改定（処遇改善加算） 平成30年 4月 報酬改定							
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	居宅介護 利用実人数(人)	428	425	440	439	450	
	②	重度訪問介護 利用実人数(人)	29	30	30	27	35	
③	同行援護・行動援護 利用実人数(人)	102	89	105	92	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	心身障害者（児）が在宅生活を送るために推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		565,829	593,369	582,467	534,690	558,821	576,197	565,193
決算額（元年度は見込み）		518,006	515,443	516,444	534,690	550,561	576,196	565,193
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
居宅介護 利用時間数（時間）		70,576.8	68,050.3	69,640.2	43,906.8	74,328.0	72,640.6	71,638.8
重度訪問介護 利用時間数（時間）		82,265.5	82,017.0	75,935.0	74,343.0	69,240.0	72,978.8	57,132.4
同行援護 利用時間数（時間）		26,449.0	25,502.0	25,468.5	25,683.5	25,888.0	25,444.2	18,556.1
行動援護 利用時間数（時間）							14,268.0	42,804.0
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	550,561	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	545,495	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	565,193

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	1,066	1,123	57	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	283,900	270,503	▲ 13,397	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	148,490	146,761	▲ 1,729	
	扶助費	550,561	576,196	25,635	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	432,390	417,264	▲ 15,126	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	85	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 119,353	▲ 160,140	▲ 40,787	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	551,743	577,404	25,661	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 119,353	▲ 160,140	▲ 40,787	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 119,353	▲ 160,140	▲ 40,787	

備考

行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによる。  
行政収入は、H29年度自立支援給付費国庫負担金の超過交付により、H30年度との差額が大きくなっている。

問題点・課題

○管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。  
○利用者負担については、区独自の軽減策を実施しているが、介護保険制度移行者について総合支援法の見直しにより非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担はなくなったが、課税世帯の方については、まだ軽減の効果があるという課題がある。また、介護保険制度移行者がこれまで受けていた障害福祉サービスと同等のサービス量を利用できていない問題も残されており、対応を検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者の社会参加促進のため適切な指導を継続し行う。	障がい者の社会参加促進のために適切な指導を行った。	障がい者の社会参加促進や安定した日常生活のため、適切な指導を継続し行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	竹澤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-03	グループホーム事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 15年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障害者の地域社会における自立した生活の促進を図る。							
対象者等	【サービス利用対象者】日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【運営費助成対象者】指定を受けたグループホーム事業者							
内容	【運営費の助成】 ・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う） ・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。 基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費） 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> ①所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に本人に助成 ②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者>施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費							
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（89,000円/月） 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成24年4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年4月 障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる 平成26年4月 ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定 平成27年4月 報酬改定 平成30年4月 報酬改定 平成31年1月 都加算単価改定							
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【支給決定・支払】 直営 【共同生活援助サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	年間実施利用者（人）	161	171	185	185	190	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		348,843	465,699	469,507	478,928	510,525	563,261	637,520
決算額（元年度は見込み）		334,718	376,711	431,606	471,363	495,788	513,583	637,520
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用者（人）		155	157	177	161	171	185	185
家賃助成対象者（人）		72	72	77	87	89	86	86
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）			平成30年度（決算）		令和元年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	495,788	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	565,518	扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	637,520

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,630	2,769	139	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	189,464	180,126	▲ 9,338	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	95,006	100,676	5,670	
	扶助費	495,788	513,583	17,795	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	284,470	280,802	▲ 3,668	
	賞与・退職給与引当金繰入額	285	209	▲ 76	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 214,233	▲ 235,759	▲ 21,526	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	498,703	516,561	17,858	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 214,233	▲ 235,759	▲ 21,526	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 214,233	▲ 235,759	▲ 21,526		

備考  
行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによる。  
行政収入は、H29年度自立支援給付費国庫負担金の超過交付により、H30年度との差額が大きくなっている。

問題点・課題  
国の施策において施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、病院及び施設退所後の受け皿としてグループホームの需要が伸びている。  
親なきあとの居住確保のために、グループホームの需要増加が見込まれており、今後も区内に充実させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者のグループホーム運営を支援し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。	事業者に対し、グループホームを開設しやすいよう、開設手順を丁寧に説明し、近隣への橋渡し等も含め、きめ細かく協力した。	引続き、事業者のグループホーム運営を支援し、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業

議会要旨問状	平成27年度 6月会議 平成28年度 9月会議 平成28年度 11月会議 平成29年度 6月会議	「障害者支援について（グループホームの充実）」 「日暮里地区のグループホーム早期開設ほか」 「障がい者施設に関する支援について」 「区独自の運営費補助について」
--------	---	---

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	短期入所給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	小林	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-04	短期入所事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	令和 15 年度	根拠	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。							
対象者等	【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。 【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者							
内容	【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により利用者負担割合を3%としている。 【運営費助成】 ・支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。 ・障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）							
経過	平成14年度まで 身体・知的障がい者→区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児→児童相談所に直接申請 平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。 平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む） 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる 平成26年 4月 消費税率改定による報酬改定 平成27年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定							
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【支給決定・支払】 直営 【短期入所サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者数（人）	117	132	152	157	160	
	②	利用総日数（日）	11,532	11,639	10,417	11,919	12,250	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		103,801	135,989	145,923	153,422	169,272	149,985	153,063
決算額（元年度は見込み）		103,800	133,134	144,924	143,591	146,758	129,029	153,063
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用者数（人）		107	115	127	117	132	152	157
利用総日数（日）		8,417	10,899	11,379	11,532	11,639	10,417	11,919
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	短期入所給付費	169,402	扶助費	短期入所給付費	129,029	扶助費	短期入所給付費	153,063

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	1,066	1,123	57	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	78,034	58,131	▲ 19,903
	維持補修費	0	0	0	都支出金	45,937	44,425	▲ 1,512
	扶助費	146,758	129,029	▲ 17,729	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	123,971	102,556	▲ 21,415
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	85	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,969	▲ 27,681	▲ 3,712
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	147,940	130,237	▲ 17,703	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 23,969	▲ 27,681	▲ 3,712
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 23,969	▲ 27,681	▲ 3,712

備考 行政費用のうち扶助費の減は、利用総日数の実績が減ったことによる。  
行政収入は、平成29年度自立支援給付費国庫負担金の超過交付により、平成30年度との差額が大きくなっている。

問題点・課題

—

問題点・課題の改善策			
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況(要旨)	議会議事録		

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	渡邊	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	25年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	<p>【計画相談支援】 障害福祉サービス等利用申請時の「サービス等利用計画」の作成、利用決定後の連絡調整及びモニタリングに対し計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。</p> <p>【地域相談支援】 施設入所者・入院者等の退所退院支援（地域移行支援）、移行者や単身障がい者との常時連絡体制確保（地域定着支援）に対し地域相談支援給付費を支給し、地域での生活を支援する。</p>							
対象者等	<p>【計画相談支援】 障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児）</p> <p>【地域相談支援】 施設や精神科病院を退所・退院し地域生活を希望する障がい者 地域定着支援）地域移行者や単身者等、常時の連絡体制を必要とする障がい者</p>							
内容	<p>【計画相談支援】 障害福祉サービスの利用希望者（セルフプラン希望者を除く）は、区にサービス利用申請を行い、指定特定・指定障害児相談支援事業者から生活環境やサービスの利用意向等を勧奨して利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成を受ける。区からの支給決定後、モニタリングと呼ばれるサービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画内容を変更する等、利用者の現状に即したサービス活用の支援をする。</p> <p>【地域相談支援】 下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。</p> <p>○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。</p> <p>○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。</p> <p>【自立生活援助】 グループホーム等から1人暮らしへの移行者の居宅訪問等による生活支援（30年4月）</p>							
経過	<p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正（障害者総合支援法）となる 地域生活支援センターアゼリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成26年 4月 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成27年 2月 相談支援センターあらかわで特定相談支援・一般相談支援事業開始</p> <p>平成27年 3月 障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成27年 7月 宮本相談支援センターにて特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成27年11月 トラム相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成28年 6月 荒川自立支援センターにて障害児相談支援事業開始</p> <p>平成29年 4月 オフィスサプライ相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法の改正により、特定事業等加算及び「自立生活援助」の追加</p>							
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【審査・決定】 直営</p> <p>【支払】 東京都国民健康保険団体連合会</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	サービス利用支援等件数(件)	3,321	3,816	4,021	4,500	5,000	
	②	地域移行支援件数(件)	21	12	19	25	50	
③	地域定着支援件数(件)	127	181	183	190	400		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		7,595	19,554	34,248	56,092	70,512	96,105	98,405
決算額（元年度は見込み）		148	1,232	31,976	55,476	67,392	76,371	98,405
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
サービス利用支援等件数(件)		9	72	1,664	3,321	3,816	4,021	4,500
地域移行支援件数(件)			2	8	21	12	19	25
地域定着支援件数(件)				54	127	181	183	190
自立生活援助件数(件)							68	150

予算・決算の内訳

平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	計画相談支援給付費	67,392	需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	11
			扶助費	計画相談支援給付費	76,369	扶助費	計画相談支援給付費	98,394

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,686	5,239	▲ 447	地方税	0	0	0
	物件費	0	2	2	国庫支出金	29,382	34,769	5,387
	維持補修費	0	0	0	都支出金	18,429	18,018	▲ 411
	扶助費	67,392	76,369	8,977	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	47,811	52,787	4,976
	賞与・退職給与引当金繰入額	617	396	▲ 221	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,884	▲ 29,219	▲ 3,335
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	73,695	82,006	8,311	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,884	▲ 29,219	▲ 3,335
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,884	▲ 29,219	▲ 3,335	

備考  
行政費用のうち扶助費の増は、サービス利用支援等件数が増加したことによる。行政収入は、各支出金で自立支援給付費負担金を受入れている。国庫支出金の増については、総合支援法の改正による自立支援生活援助の追加及び利用支援実績の増等による。

問題点・課題  
○ [計画相談支援] 2019年6月に1事業所が開設し、区内事業所数が9事業所（障害児相談支援は5事業所）となった。自立支援給付・障害児通所支援受給者の3月末現在の作成率は92.3%（ケアプラン7.3%、セルフプラン0.4%）であるが、全件対応は困難な為、今後も事業所を増やす必要がある。  
○ [地域相談支援] 区内に2事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増えつつある。今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規事業所の開設が進むよう働きかけを行っていく。また、計画の質の向上のために連絡会で計画作成検討等を行っていく。	月1回の連絡会を開催し、事例検討や法改正の周知などを行い、計画の向上や情報共有を図った。	引き続き新規事業所の開設への働きかけを行う。また、連絡会を随時開催することで計画の質の向上を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業

議会要旨  
平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	萩原	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-01	障害児通所支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 15年度	根拠	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。						
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児						
内容	<p><b>【実施内容】</b>                  児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 →日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p><b>【利用方法】</b>                  申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払</p> <p><b>【利用者負担額】</b>                  生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円または37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象                  ※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）</p>						
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱制定 平成27年 3月 重症心身障害児（者）通所支援事業運営費助成事業開始 平成28年 4月 多子軽減措置対象者拡大 平成29年 4月 報酬改定 平成30年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス追加、報酬改定						
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用回数（回）	27,670	33,859	38,881	44,445	12,252	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		51,592	73,417	148,956	282,756	350,314	456,425	529,433
決算額（元年度は見込み）		51,591	69,885	148,931	262,026	343,826	381,182	529,433
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	利用回数（回）	7,862	9,105	17,592	27,670	33,859	38,881	44,445
	利用人数（人）	230	265	292	389	509	484	632
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	障害児通所給付費・医療費	343,826	扶助費	障害児通所給付費・医療費	381,182	扶助費	障害児通所給付費・医療費	529,433

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,132	2,245	113	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	178,312	182,607	4,295	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	91,036	95,068	4,032	
	扶助費	343,826	381,182	37,356	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	460	1,200	740	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	269,808	278,875	9,067	
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	170	▲ 61	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 76,381	▲ 104,722	▲ 28,341	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	346,189	383,597	37,408	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 76,381	▲ 104,722	▲ 28,341	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 76,381	▲ 104,722	▲ 28,341		

備考 行政費用の扶助費の増は、利用回数の実績が増えたため障害児通所給付費等が増えたことによる。行政収入は、各支出金で障害児施設給付費負担金（国・都）、障害者施策推進包括補助（都加算分）、その他で障害児通所給付費返還金を受入れており、利用実績増により各支出金が増となっている。

問題点・課題 都内における放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例等があるという指摘がなされており、支援内容の適正化及び質の向上を図ることが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も支援の質の強化を目標に、事業所や都と連携を強化する。	区内の障害児通所支援事業所を訪問し、事業所の課題や要望などの調査を行い、療育現場の実態把握に努めた。	今後も事業所訪問や連絡会を実施し、区と事業所の連携を深め、支援の質の向上を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議事録(要旨)	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	小林、一色	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 元 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区手話言語条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	バリアフリーの推進				
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。						
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者						
内容	<p>【①手話通訳者派遣・②要約筆記者派遣】</p> <p>委託先（福）東京聴覚障害者福祉事業協会（東京手話通訳等派遣センター） 派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない） 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に手話通訳等派遣センターに申し込む</p> <p>【③対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p> <p>【④手話言語条例制定記念イベントの実施（平成30年度）】</p> <p>①8月「映画 聲の形」上映会 会場：ゆいの森ホール ②11月「手話コンサート」 会場：サンパール大ホール ③手話体験会（9月、1月、2月の計3回 1回制講座）</p>						
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業→コミュニケーション支援事業）、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p> <p>平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成29年度 区内派遣・区外派遣とも、委託先を（福）東京聴覚障害者福祉事業協会とする。</p> <p>平成30年度 荒川区手話言語条例制定施行（平成30年7月）及び手話言語条例制定記念イベントの開催</p>						
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣→委託 対面音訳者派遣→直営						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 実利用者数（手話通訳）（人）	60	33	43	44	60	
	② 派遣回数（手話通訳）（回）	737	828	802	884	950	
③ 派遣回数（要約筆記）（回）	125	84	163	175	150		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	5,809	4,781	5,464	4,787	6,450	10,716	8,805
決算額(元年度は見込み)	4,374	4,425	4,944	4,045	6,351	9,482	8,805
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名(元年度は見込み)							
派遣回数(手話通訳)(回)	775	725	807	737	828	802	884
派遣時間数(手話通訳)(時間)	1,505	1,371	1,624	1,357	1,649	1,764	1,995
派遣回数(要約筆記)(回)	67	115	248	125	84	163	175
派遣回数(対面音訳)(回)	42	10	59	89	55	67	108

平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	対面音訳派遣等謝礼	122	報償費	対面音訳派遣等、記念イベント謝礼	994	報償費	対面音訳派遣等謝礼	333
役務費	対面音訳者保険料	7	需用費	手話言語条例制定関係	107	需用費	手話言語条例制定関係	22
委託料	手話通訳、要約筆記	6,222	役務費	対面音訳者保険料	14	役務費	対面音訳者保険料	8
			委託料	手話通訳、要約筆記、記念イベント	8,056	委託料	手話通訳、要約筆記	8,442
			賃借料	会場使用料	311			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,630	3,742	1,112	地方税	0	0	0	
	物件費	6,222	8,474	2,252	国庫支出金	1,618	2,112	494	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	800	1,053	253	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	129	1,008	879	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,418	3,165	747	
	賞与・退職給与引当金繰入額	285	283	▲2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲6,848	▲10,342	▲3,494	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	9,266	13,507	4,241	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲6,848	▲10,342	▲3,494	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲6,848	▲10,342	▲3,494		

備考 行政費用については、手話言語条例制定記念イベントの実施に伴い、物件費(需用費・委託料・賃借料)及び補助費等(報償費、役務費)が増となった。  
行政収入は、各支出金で地域生活支援事業補助(国・都)を受入れている。

問題点・課題 利用者の高齢化に伴い、通院や介護サービス利用等の手話通訳者派遣の回数が増加傾向にあるが、登録手話通訳者の人数が不足している現状がある。また、聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がいの日常生活における利便性の向上・社会参加促進のため、あらゆる世代への周知及び理解が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者宅訪問時、対面音訳に対する希望や要望等の聞き取りを行う。	利用者宅訪問時、対面音訳に対する希望や要望等の聞き取りを行った。	引き続き、利用者から対面音訳に対する希望や要望等の聞き取りを行う。
②	区内開催の講演会等について、区の負担により、斡旋の対象を拡大する。	区の負担による斡旋対象の拡大を行い、実績につなげた。	区内で開催の講演会等の区負担の斡旋を通して、手話や障害者への理解の促進等につなげていく。
③	手話言語条例制定を機に、年間を通して、手話についてのイベントを行うことで、手話の普及等につなげていく。	条例制定記念の映画上映会及び親子手話コンサートを実施(計1,000人超参加)により、区民の手話への関心を高めた。	手話言語条例の制定周年イベント及び手話体験会を通して、手話への関心を高め、手話の普及等につなげていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨(要旨) 平成21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」  
平成28年度11月会議 「手話言語条例の制定について」  
平成29年度2月会議 「手話言語条例の制定について」  
平成29年度11月会議 「手話言語条例の制定について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	小林	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-02	日常生活用具給付事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 44 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。						
内容	<p>【給付種目】・障がい者（児）… 国基準6種目（53品目）</p> <p>①介護・訓練支援用具 … 特殊寝台（基準額：162,800円）等</p> <p>②自立生活支援用具 … 入浴補助用具（基準額：90,000円）等</p> <p>③在宅療養等支援用具 … ネブライザー（基準額：36,000円）等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具… ポータブルレコーダー（基準額85,000円）等</p> <p>⑤排泄管理支援用具 … 蓄便袋（基準額：8,858円）等</p> <p>⑥住宅改修費 … 小規模住宅改修（基準額：200,000円）</p> <p>・難病患者 … 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</p> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。 用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具 補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置 ※ストーマ用装具 … 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p> <p>平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始</p> <p>平成29年12月 品目追加（人工鼻）</p>						
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【給付】業者委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数・児童分（件）	24	26	5	6	25	一般及びストーマ
	② 給付件数・成人分（件）	2,843	3,002	3,094	3,200	3,800	一般及びストーマ
③ 給付件数・難病分（件）	2	9	5	5	6		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		31,442	33,405	37,691	34,975	35,731	38,567	37,570
決算額（元年度は見込み）		28,814	26,664	32,054	32,737	35,127	37,328	37,570
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
給付件数・児童（件）		46	25	28	24	26	5	6
給付件数・成人（件）		2,568	2,592	2,680	2,843	3,002	3,094	3,200
給付件数・難病（件）		2	1	1	2	9	5	5
ストーマ購入費助成（件）		-	-	26	59	31	30	31
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	児童分、成人分、難病分	35,127	扶助費	児童分、成人分、難病分	37,328	扶助費	児童分、成人分、難病分	37,570

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	2,132	2,096	▲ 36	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	8,095	11,911	3,816	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,050	5,936	1,886	
	扶助費	35,127	37,328	2,201	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,145	17,847	5,702	
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	158	▲ 73	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,345	▲ 21,735	3,610	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	37,490	39,582	2,092	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,345	▲ 21,735	3,610	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,345	▲ 21,735	3,610	

備考 行政費用のうち扶助費は、給付実績の増えたことによる。  
行政収入の増は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れており給付実績が増えたことによる。

問題点・課題 今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じた用具の種目や基準額について検討していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、改定内容について周知や案内を行い制度の定着につなげる。	改定内容について周知や案内を行ったため、滞りなく制度が定着しつつある。	引き続き、改正内容について制度の定着につなげるよう周知や案内等を行う。
②		対象者や基準額等について現状を踏まえ制度改正の検討を行った。	対象者や基準額等について現状を踏まえ制度改正を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議事録(要旨)	議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	小林	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 61 年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援費支給事業実施要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者						
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用 (ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする)</p> <p>※支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行 平成23年10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行						
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 移動支援事業者80社・荒川区社会福祉協議会						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 移動支援提供時間数(時間)	99,430	103,355	99,898	104,875	122,462	
	② 身体介護を伴う移動支援提供時間数(時間)	84,801	83,711	80,893	84,923	97,969	
③ 身体介護を伴わない移動支援提供時間数(時間)	21,201	19,644	19,005	19,952	24,493		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために必要な事業である。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		263,579	301,451	330,116	326,451	340,583	347,112	346,088
決算額（元年度は見込み）		262,758	288,158	315,252	320,740	336,568	330,041	346,088
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	移動支援利用時間数（時間）	85,279.5	92,476	98,988	99,430	103,355.5	99,898	104,875
	移動支援実利用者数（人）	404	459	464	485	487	481	488
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	移動支援	336,568	扶助費	移動支援	330,041	扶助費	移動支援	346,088

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	9,524	9,880	356	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	102,668	105,178	2,510	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	56,310	57,814	1,504	
	扶助費	336,568	330,041	▲ 6,527	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	158,978	162,992	4,014	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,034	746	▲ 288	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 188,148	▲ 177,675	10,473	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	347,126	340,667	▲ 6,459	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 188,148	▲ 177,675	10,473	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 188,148	▲ 177,675	10,473		

備考 行政費用のうち扶助費の減は、移動支援利用時間が減ったことによる。  
行政収入は、地域生活支援事業補助金（国庫支出金105,178千円、都支出金52,234千円）、障害者施策推進市区町村包括補助事業補助金（都分）5,580千円を受入れた。

問題点・課題 居宅介護サービスと移動支援事業との区別が曖昧な事業所や利用者が見られる。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業者が正確に請求できるよう問合せに対する的確に対応していく。	事業者が正確に請求できるよう、問合せに対する的確に対応した。	引き続き事業者が正確に請求できるよう問合せに対する的確に対応していく。
②			
③			

他区の実況 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 )  
法定事業

他区の実況  
議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	竹澤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-04	日中一時支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 18 年度	根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成					
目的	特別支援学校に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。							
対象者等	荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に監護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。							
内容	実施内容：障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行なう。 併給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成31年4月1日現在1ヶ所）							
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始							
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	おぐのあかり 延べ利用者数(人)	1,489	1,584	1,434	1,434	1,934	
	②	スニーカー 延べ利用者数(人)	2,341	2,239	1,912	1,912	2,412	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		27,978	28,260	27,031	26,935	29,890	29,761	29,761
決算額（元年度は見込み）		27,883	27,192	26,968	26,922	29,633	29,609	29,761
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用実人数（おぐのあかり）（人）		22	25	25	18	18	18	18
利用実人数（スニーカー）（人）		40	41	41	49	41	52	52
実利用者数（日中一時支援）（人）		2	2	3	3	3	3	3

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,238	委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,238	委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,239
扶助費	日中一時支援	395	扶助費	日中一時支援	371	扶助費	日中一時支援	522

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,421	1,497	76	地方税	0	0	0	
	物件費	29,238	29,238	0	国庫支出金	10,114	10,431	317	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,066	5,622	556	
	扶助費	395	371	▲ 24	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	15,180	16,053	873	
	賞与・退職給与引当金繰入額	154	113	▲ 41	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,028	▲ 15,166	862	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	31,208	31,219	11	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,028	▲ 15,166	862	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,028	▲ 15,166	862		

備考  
行政費用のうち物件費は、2施設への日中一時支援委託料となっている。  
行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・課題  
働く保護者が増えており、放課後の受け入れ先となる日中一時支援の必要性は高い。  
日中一時支援事業所は、放課後等デイサービスなどの療育カリキュラムになじまない重度障がい児（者）を受け入れており、保護者のレスパイトにも必要な事業である。  
今後も重度障がい児（者）の居場所を継続的に確保するため、事業者に対し人件費など適正な運営支援を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度の知的障がい児（者）の居場所が、継続して確保できるよう、事業者に対して適正な運営支援を行う。	日頃より、事業者との連絡を密に取り合い、適正な運営を確認した。	重度の知的障がい児（者）の居場所が、継続して確保できるよう、事業者に対して適正な運営支援を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 0 区 不明 3 区)
	【指定管理】中央区、江戸川区（一部委託有）、【委託】渋谷区、千代田区、港区、新宿区、墨田区、品川区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区、豊島区、板橋区【事業者登録】文京区

況（要旨）  
議会質問状



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	廣田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	60年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。						
内容	①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） ②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 ③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施） ④利用者負担は入浴サービスについてはなし						
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）、実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぽぽセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。						
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指名競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社に委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 延べ入浴利用回数（回）	419	364	392	450	450	
	② 登録人数（人）	11	11	13	14	14	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,471	5,791	5,763	4,385	3,726	4,460	5,731
決算額（元年度は見込み）		4,743	3,863	3,410	3,939	3,494	3,763	5,731
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
訪問入浴実施回数（回）		510	443	391	419	364	392	450
登録人数（人）		16	11	11	11	11	13	14
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	その他の委託料	3,494	委託料	その他の委託料	3,763	委託料	その他の委託料	5,731

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,777	374	▲ 1,403	地方税	0	0	0
	物件費	3,494	3,763	269	国庫支出金	1,222	1,288	66
	維持補修費	0	0	0	都支出金	627	643	16
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,849	1,931	82
	賞与・退職給与引当金繰入額	193	28	▲ 165	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,615	▲ 2,234	1,381
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,464	4,165	▲ 1,299	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,615	▲ 2,234	1,381
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,615	▲ 2,234	1,381	

備考

行政費用については、訪問入浴サービスの業務委託料（物件費）の割合が高い。  
行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・課題

○訪問巡回入浴の延べ実施回数及び利用者数は、施設入浴の利用者や重度障がい者で在宅から施設入所に移行する方の増加により減少傾向にあったが、30年度新たに2名の利用が開始され増加に転じた。引き続き訪問入浴のニーズを把握し、必要な方に必要なサービスを提供していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	訪問入浴サービスについて、より広く情報提供ができるよう図っていく。	障がい当事者の生活実態を丁寧に把握することに努め、新たなニーズの発掘を行った。	在宅で入浴することが困難な方に、適切なサービスの提供ができるようにニーズの把握をしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																				
事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木																					
		担当者名	小林	内線	2693																					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-06	手話講習会事業費																								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																					
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 61年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領																							
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等																							
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																						
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																							
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																							
	施策	11	バリアフリーの推進																							
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																									
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。																									
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。</li> <li>・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。</li> <li>・受講者 区報等で公募する。</li> <li>・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担）</li> <li>・講習内容             <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">初級コース（朝・夜）</td> <td style="width: 10%;">40回</td> <td style="width: 10%;">（1回2時間）</td> <td style="width: 50%;">定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（朝・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各30名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話体験会（未経験者を対象）</td> <td>3回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table> </li> </ul>						初級コース（朝・夜）	40回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（朝・夜）	40回	（1回2時間）	定員各30名程度	上級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話体験会（未経験者を対象）	3回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（朝・夜）	40回	（1回2時間）	定員各50名程度																							
中級コース（朝・夜）	40回	（1回2時間）	定員各30名程度																							
上級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度																							
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度																							
手話体験会（未経験者を対象）	3回	（1回2時間）	定員各20名程度																							
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回→30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回→40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000→11,500円、助手：3,000円→5,750円 ※中級と同額）</p> <p>平成28年 4月 回数増 初級～上級（30回→40回） 通訳養成（20回→30回）</p> <p>平成29年 4月 開講時間の一部見直し（初級：昼開講→朝開講、養成：夜開講→昼開講）</p> <p>平成30年 4月 開講時間の一部見直し（中級：昼開講→朝開講） 養成コースの充実（夜コースを追加、回数増：30回→40回） 手話体験会：年3回（未経験者を対象）</p>																									
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話通訳奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																									
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【委託先】 荒川区社会福祉協議会																									
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明																			
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値（8年度）																		
	① 初級・中級コース修了者数(人)	67	85	84	85	85		受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標																		
	② 上級・通訳養成コース修了者数(人)	20	15	22	23	24		受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標																		
③ 手話通訳者登録数(人)	3	2	1	2	3	上級・養成コース修了者が手話通訳者として登録する指標																				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																								
元年度	2年度																									
推進	推進	手話言語条例に規定する、手話を使用しやすい環境を整備するために今後も手話の普及に資するよう推進していく。																								

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		4,863	4,977	4,328	5,770	5,805	6,867	7,269
決算額（元年度は見込み）		4,663	4,740	4,029	5,338	5,305	6,180	7,269
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
初級受講者数(人)		45	42	61	68	66	59	63
中級受講者数(人)		36	36	42	36	53	54	54
上級受講者数(人)		27	27	24	18	17	17	17
通訳養成受講者数(人)		4	4	6	7	5	10	10
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務管理費	5,305	委託料	事業費・事務管理費	6,180	委託料	事業費・事務管理費	7,269

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,137	1,497	360	地方税	0	0	0	
	物件費	5,305	6,180	875	国庫支出金	1,590	1,984	394	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	800	989	189	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,390	2,973	583	
	賞与・退職給与引当金繰入額	123	113	▲10	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲4,175	▲4,817	▲642	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,565	7,790	1,225	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲4,175	▲4,817	▲642	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲4,175	▲4,817	▲642		

備考

行政費用のうち物件費は、手話講習会の委託料であるが、通訳奉仕員養成コースの実施回数が50回分増えたため増となった。  
行政収入は、各支出金で地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・課題

一定レベルを維持しているものの、実際に活動できる通訳者の増加になかなかつながりにくい現状があるため、講座内容を充実し手話技術のさらなる向上を図る必要がある。  
受講者のニーズを踏まえ、今後も時間帯やコースの回数等を検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	通訳養成コースの充実を図る。コースを昼・夜の2コースに設定して、回数を30から40回に増やす。	通訳養成及び中級コースについてはニーズを踏まえ時間帯を変更した。通訳養成コースに関しては回数を増加し充実を図った。	受講者のニーズを取り入れながら時間帯やコースの回数等を検討する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	中村	内線	2694			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	56 年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。							
対象者等	【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者 【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者							
内容	<p>【運転免許助成】（対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費（助成額）・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成（前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税＝164,800円、所得税42,000円以下＝144,200 所得税42,001円以上400,000円以内＝123,600円 ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）</p> <p>【自動車改造費助成】（対象経費） 自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費（助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）</p>							
経過	【運転免許助成】平成14年 6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。							
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	自動車運転教習助成者数（人）	1	1	0	1	2	
	②	自動車改造費助成者数（人）	1	2	1	3	1	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		433	639	608	464	608	464	464
決算額（元年度は見込み）		299	638	608	262	288	134	464
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
教習費助成者数（新規免許）（人）		1	4	3	1	0	0	1
教習費助成者数（限定解除）（人）		0	0	0	0	1	0	0
自動車改造費助成者数（人）		1	0	1	1	2	1	3

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	運転教習費	288	扶助費	自動車改造	133	扶助費	運転教習費	464

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	288	134	▲ 154	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,076	▲ 939	137
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,076	939	▲ 137	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,076	▲ 939	137
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,076	▲ 939	137

備考 行政費用（扶助費）については、自動車改造が大半を占めている。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	【運転教習費助成】旧都基準上乘せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川） 【自動車改造費助成】 3区（中央・目黒・江戸川）
況（要旨）	議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	渡邊	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-04-01	利用者負担軽減費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	18年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	21年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による経済的負担を軽減する。							
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所系サービス対象							
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅または通所サービス系の利用者負担割合を10%から3%とする。また、国制度で所得割による上限額軽減の適用を受けない在宅サービス利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度）通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。（区外施設は精算払い）</p> <p>【高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p> <p>【新高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、非課税世帯対象） 65歳になるまで、5年間障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たせば、介護保険の利用者負担額を、新高額障害福祉サービス等給付費として支給する。</p>							
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法一部改正に伴い、対象サービス追加（就労定着支援・自立生活援助）及び新高額障害福祉サービス費が開始となる。</p>							
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担はなくなったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者負担軽減対象者数（人）	444	507	563	630	800	障がい児通所含む
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	安定したサービス利用のために必要な事業である。						

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額	4,464	4,890	6,960	7,915	8,565	10,459	18,323	
決算額(元年度は見込み)	3,638	4,141	5,900	7,034	8,448	10,459	18,323	
実績の推移	事項名(元年度は見込み)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	利用者負担軽減対象者数(人)	263	324	413	444	507	563	630

予算・決算の内訳								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助金	利用者負担軽減	8,448	負担金補助金	利用者負担軽減	10,459	負担金補助金	利用者負担軽減	12,203
						扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	6,120

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	1,066	1,123	57	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	27	60	33
	維持補修費	0	0	0	都支出金	17	8	▲9
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	8,448	10,459	2,011	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	44	68	24
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	85	▲31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲9,586	▲11,599	▲2,013
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,630	11,667	2,037	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲9,586	▲11,599	▲2,013
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲9,586	▲11,599	▲2,013	

備考 行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによる。行政収入は、各支出金で自立支援給付費を受入れており、国庫負担金の増は実績増による。

問題点・課題 全国的な、障がい児通所支援事業所の増加に伴い、おもに他区事業所において、初めて荒川区への請求事務が発生する事業所が増えている。そのため、請求金額の算定誤りを防ぐため、当該制度について、事前に充分周知をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規事業所への制度の周知を行う。	荒川区に初めて請求を行う事業所に対し、適宜、利用者負担軽減の案内をし、円滑な請求事務に努めた。	新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者へ制度の周知徹底をする。
②			
③			

他区の実況 (実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)  
 各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。  
 杉並区、足立区は障害児通所給付給付に係る助成のみ。北区、練馬区は実施なし。

況(要旨) 平成28年度6月会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に在住の方で20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。						
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p>※東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>						
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成 9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年 4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年 7月 ①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>						
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用実人数（人）	1	1	1	1	1	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		945	945	945	945	945	945	945
決算額（元年度は見込み）		945	945	945	945	945	945	945
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用実人数（人）		1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	944	944	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	945	945	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	944	944	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲789	▲806	▲17
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,733	1,750	17	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲789	▲806	▲17
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲789	▲806	▲17	

備考

行政費用のうち補助費等は、利用者数が横ばいのため横ばいとなっている。  
行政収入は、在宅障害者福祉事業費等補助金を受入れている。

問題点・課題

-

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田 金額加算：2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ：2区（豊島・江戸川）
況（要旨）	議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	時田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	21年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 ①18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）を取得した者、身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がい者有する者 ②医療行為を要する者 ③在宅で生活している者						
内容	<p>【内 容】 看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】 申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】 週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】 1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】 無料</p> <p>【単価/回】 [正看護師] 26,600円 [准看護師] 23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】 看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>【事業報告会】 本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。</p>						
経過	<p>平成21年10月 留守番看護師派遣開始</p> <p>平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催</p> <p>平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回）</p> <p>平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回）</p>						
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 留守番看護師実利用者数（人）	11	12	12	13	12	
	② 留守番看護師派遣日数（日）	178	269	315	396	190	
③ 留守番看護師派遣人数（人）	311	455	535	570	320		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,709	6,468	8,616	8,732	12,916	14,328	13,911
決算額（元年度は見込み）		5,050	6,264	8,534	8,449	12,139	14,234	13,911
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
留守番看護師実利用者数（人）		6	8	11	11	12	12	13
留守番看護師派遣日数（日）		112	141	187	178	268	315	396
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	研修会等	0	報償費	研修会等	0	報償費	研修会等	73
需用費	お茶	0	需用費	お茶	0	需用費	お茶	2
役務費	指示書・意見書	36	役務費	指示書・意見書	139	役務費	指示書・意見書	136
委託料	留守番看護師	12,103	委託料	留守番看護師	14,095	委託料	留守番看護師	13,700

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	711	1,871	1,160	地方税	0	0	0
	物件費	12,139	14,234	2,095	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,928	6,138	1,210
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,928	6,138	1,210
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	141	64	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲7,999	▲10,108	▲2,109
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,927	16,246	3,319	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲7,999	▲10,108	▲2,109
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲7,999	▲10,108	▲2,109	

備考

行政費用のうち物件費の増は、派遣日数の増加により委託料が増えたことによる。  
行政収入は、都支出金で障害施策推進区市町村包括補助を受入れている。

問題点・課題

○看護事業所並びに家族と更に連携をとり、対象者全員の緊急時の対応等について、マニュアルを作成していく必要がある。  
○居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族がより安定した地域で生活出来るように、研修会・交流会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	これまで同様、継続して関係機関への緊急時の連絡体制の構築や事業の周知に取り組む。	関係機関への緊急時の連絡体制の構築や当該事業の周知等に取り組んだ。	引き続き、関係機関への緊急時の連絡体制の構築や当該事業の周知に取り組む。
②	在宅医療に関わる講師による講演等により、関係者の理解を深め、重症心身障がい児者が安心して在宅支援体制をつくる。	在宅医療に関わる講師の講演等により、関係者の理解を深め、障がい児者が安心して在宅生活を送るための支援体制の強化を図った。	引き続き講演等を開催し、障がい児者が安心して在宅生活を送るための支援体制を維持する。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

議会質問状況

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	斉藤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-06-01	補装具費支給事業費						
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 24 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	<p>【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対してコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p>							
対象者等	身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） 中等度難聴児（補聴器）							
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者 … 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>・聴覚障がい者 … 補聴器</li> <li>・肢体不自由者 … 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>・難病患者 … 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置</li> <li>・中等度難聴児 … 基準に規定する基本構造を満たす補聴器</li> </ul> <p>【支給方法】身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり。（中等度難聴児補聴器購入費助成については、補装具費の利用者負担基準に準じた負担となるよう購入費用を助成する。）</p>							
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行…重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具</p> <p>平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）</p> <p>平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる</p> <p>平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める</p> <p>平成25年 8月 中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定）</p> <p>平成30年 4月 法改正により、貸与が補装具費の支給対象となる</p>							
必要性	障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は不可欠であり、必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	補装具交付（件）	292	299	229	305	300	
	②	補装具修理（件）	207	235	200	239	240	
③	中等度難聴児補聴器（件）	5	0	5	6	5		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度	現状の規模で実施する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		53,756	51,031	58,201	53,296	43,415	54,584	46,781
決算額（元年度は見込み）		50,954	38,510	39,909	50,821	38,473	39,043	46,781
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	交付（件）	345	304	282	292	299	229	305
	修理（件）	215	222	232	207	235	200	239
	中等度難聴児補聴器（件）	4	1	5	5	0	5	6

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	補装具	38,473	扶助費	補装具	38,397	扶助費	補装具	46,364
扶助費	中等度難聴児補聴器	0	扶助費	中等度難聴児補聴器	646	扶助費	中等度難聴児補聴器	417

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	1,208	1,272	64	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	24,183	26,881	2,698	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	11,046	10,186	▲ 860	
	扶助費	38,473	39,043	570	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	35,229	37,067	1,838	
	賞与・退職給与引当金繰入額	131	96	▲ 35	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,583	▲ 3,344	1,239	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	39,812	40,411	599	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,583	▲ 3,344	1,239	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,583	▲ 3,344	1,239	

備考 行政費用のうち扶助費の増は、補装具の交付・修理申請件数は減ったが、単価が高い補装具の申請が増えたことによる。行政収入は、H29年度自立支援給付費国庫負担金の超過交付により、H30年度との差額が大きくなっている。

問題点・課題 ○補装具費の支給は、法定事業であり今後も継続して実施していく必要がある。また、中等度難聴児補聴器購入費助成事業についても、中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年度から貸与制度が開始することから、補装具の役割についてこれまで以上に丁寧な対応を行う。	今年度から貸与制度が開始されたことと、これまで以上に丁寧な対応を行った。	引き続き、障がい者（児）の日常生活の安定・向上のため、丁寧な対応を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
補装具：法定事業 中等度難聴児：実施21区 未実施1区（渋谷区）	

議会議事録（要旨）

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-24	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	岩崎	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-01	理美容サービス事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 61年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	理美容店でサービスを受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理美容師を派遣してサービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。							
対象者等	65歳未満で区内に住所を有し、常時寝たきり又はこれにぞる状態にある者で、次の要件を備えるもの（1）下肢または体幹に係る障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者（2）知的障害の程度が1度又は2度の愛の手帳を有する者 【所得制限なし自己負担金あり】							
内容	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理美容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪及び顔そり）・美容（カット及びブロー）のサービスを行う。</li> </ul> <p>【単価】 6,000円（30年度は5,000円）</p> <p>【自己負担金】 住民税課税の者→ 2,000円（30年度は1,950円） 住民税非課税者→ 1,000円（30年度は970円）</p> <p>【理美容券】 年間交付枚数→6枚 ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。</p>							
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。						
	平成12年4月	自己負担金導入						
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを追加						
	平成26年4月	サービス単価を4,850円から5,000円に変更						
	平成30年4月	委託先を社会福祉協議会から東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に変更。						
	平成31年4月	サービス単価を5,000円から6,000円に変更 自己負担金変更 住民税課税者1,950円→2,000円 住民税非課税者970円→1,000円						
必要性	理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を維持・向上させる上で必要である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に委託して実施。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	理美容券支給者数（人）	27	25	28	29	29	
	②	利用枚数（枚）	83	71	70	80	85	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		548	419	375	376	412	406	479
決算額（元年度は見込み）		422	409	358	347	302	282	479
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
理美容券支給者数（人）		23	25	26	27	25	28	29
利用枚数（枚）		86	85	86	83	71	70	85
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費・事業費	302	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	2
			役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	4
			委託料	事業費	282	委託料	事業費	473

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	501	460	▲ 41	地方税	0	0	0	
	物件費	302	282	▲ 20	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	54	35	▲ 19	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 857	▲ 777	80	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	857	777	▲ 80	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 857	▲ 777	80	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 857	▲ 777	80		

備考

行政費用のうち物件費は、理美容サービス業務委託料が全額を占めている。

問題点・課題

利用者数の減少。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、事業PRに努める。	窓口職員やケアマネ等を通じ、事業PRに努めた。	理美容店でも本事業のPRに努めるよう協力を求める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。						
対象者等	区内在住、65歳未満で次のいずれに該当する方 ①身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度 ②次のいずれかに該当する方：①寝たきり②一人暮らし③家族の介護が得られず寝具の洗濯等困難な方						
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者は区に対し申請する。</li> <li>②区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。</li> <li>③委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）</li> <li>④寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</li> </ul> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥消毒 … 年間11回</li> <li>・寝具水洗い … 年間 1回</li> </ul>						
経過	昭和59年4月 平成 4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 業者委託にて実施						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録者数（人）	1	1	0	0	1	
	② 実施回数（消毒乾燥）（回）	11	2	0	0	11	
③ 実施回数（水洗い）（回）	1	0	0	0	1		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	206	121	104	111	56	56	65
決算額 (元年度は見込み)	44	84	91	46	7	0	65
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名 (元年度は見込み)							
利用実人数 (人)	3	3	1	1	1	0	0
実施回数 (消毒乾燥) (回)	40	34	20	11	2	0	0
実施回数 (水洗い) (回)	1	2	2	1	0	0	0

予算・決算の内訳							
平成29年度 (決算)			平成30年度 (決算)			令和元年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	7	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	0	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯
							金額 (千円)
							65

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額
	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0
	物件費	7		▲ 7	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0		0	都支出金	0	0
	扶助費	0		0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0		0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0		0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0	行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲ 20	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 795	▲ 805
	その他行政費用	0		0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	795	805	10	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 795	▲ 805
	特別費用 (g)	0		0	特別収入 (f)	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 795	▲ 805

備考 行政費用のうち物件費の減は、利用者が0人となったため委託料の支出がなかったことによる。

問題点・課題 -

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)  
 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川  
 未実施区：足立・品川・練馬

況 (要旨) 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-26	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	7	年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 ①身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 ②栄養補給が十分ではない者						
内容	<b>【回数】</b> 週あたり1～7回 ※昼食のみ <b>【事務の流れ】</b> ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食						
経過	平成 9年 4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者⇒障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度⇒週3回限度 平成12年 4月 所得基準による自己負担額の見直し、一律400円を徴収 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度⇒週5回限度 平成18年 4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度 平成25年 4月 見守り料350円⇒250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年 4月 見守り料250円⇒257円（消費税率5%から8%への変更のため）						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） <b>【委託業務名】</b> 障害者配食見守りサービス事業業務委託 <b>【委託業務先】</b> シアワケリエイト、花よりだんご まごころ弁当						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	
	① 実利用者数（人）	8	7	5	5	5	
	② 配食数（食）	667	614	533	477	477	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		563	382	324	242	254	241	190
決算額（元年度は見込み）		192	213	187	171	158	137	190
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
実利用者数（人）		9	10	7	8	7	5	5
配食数（食）		769	829	729	667	614	533	477
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業者委託（単価契約）	158	委託料	業者委託（単価契約）	137	委託料	業者委託（単価契約）	190

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	1,066	748	▲ 318	地方税	0	0	0	
	物件費	158	137	▲ 21	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	57	▲ 59	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,340	▲ 942	398	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,340	942	▲ 398	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,340	▲ 942	398	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,340	▲ 942	398	

備考

行政費用のうち物件費は、利用人数・配食数の減により減額となった。

問題点・課題

-

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
況(要旨)	実施している区はすべて民間委託
議(要旨)	
会(要旨)	
質(要旨)	
問(要旨)	
状(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-27	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	大塚・中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-04	福祉電話事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 57 年度	根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	<b>【実施方法】</b> (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。） ③ 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。						
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止 平成26年 4月 助成対象にユニバーサルサービス料を含む 付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定						
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成世帯数（貸与）（世帯）	4	4	4	3	2	各年度末世帯数
	② 助成世帯数（自己所有）（世帯）	13	14	14	13	13	各年度末世帯数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		908	722	608	529	476	468	399
決算額（元年度は見込み）		670	558	466	411	401	366	399
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	電話助成世帯数（貸与）（世帯）	7	6	6	4	4	4	3
	電話助成世帯数（自己所有）（世帯）	27	17	17	13	14	14	13
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	貸与分	94	役務費	貸与分	74	役務費	貸与分	88
負担金補助等	自己所有分	307	負担金補助等	自己所有分	292	負担金補助等	自己所有分	311

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	0	748	748	地方税	0	0	0	
	物件費	94	74	▲ 20	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	307	293	▲ 14	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	3	3	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3	3	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	57	57	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 398	▲ 1,169	▲ 771	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	401	1,172	771	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 398	▲ 1,169	▲ 771	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 398	▲ 1,169	▲ 771	

備考

行政費用のうち物件費及び補助費等の減は、死亡と転出により対象者が減ったことによる。

問題点・課題

対象者が高齢者ということもあって、転出・死亡の際、報告がないケースもあり、定期的にケースワーカーや住基システムで確認をしていく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ケースワーカーに対象者の状況を確認する必要がある。	住基システムだけでなく、ケースワーカーに都度確認した。	住基システムで定期的なチェックをした上でケースワーカーに確認していく
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	実施区：葛飾区を除くすべての区 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 ※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。
議会議況(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-28	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	時田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 3 年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度心身障害者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障害者が安心して暮らし続けられるように支援する。						
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）						
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。 ①消防庁直通方式（平成25年度まで実施） 【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者へ設置先名簿送付→消防署長へ設置計画書提出→設置 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） ②民間事業者方式 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者が利用者と利用契約締結→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）						
経過	平成 3年 4月 事業開始 平成13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更 平成18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年 4月 火災安全システム導入 平成22年 4月 民間事業者方式を導入 平成26年 3月 直通方式から民間方式への移行完了 平成27年 4月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社） 平成29年 4月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と富士防災警備株式会社の共同企業体の志幸富士防災共同企業体）						
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託①民間方式（志幸富士防災共同企業体）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用者数（消防方式）（人）	0	0	0	0	0	
	② 利用者数（民間方式）（人）	12	13	13	13	15	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		482	506	389	389	340	343	293
決算額（元年度は見込み）		471	352	318	311	307	270	293
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用者数（消防方式）（人）		4	0	0	0	0	0	0
利用者数（民間方式）（人）		17	15	13	12	13	11	11

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム稼働料（民間方式）	307	委託料	システム稼働料（民間方式）	270	委託料	システム稼働料（民間方式）	293

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	426	1,497	1,071	地方税	0	0	0	
	物件費	307	270	▲ 37	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	23	22	▲ 1	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	2	1	▲ 1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	25	23	▲ 2	
	賞与・退職給与引当金繰入額	46	113	67	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 754	▲ 1,857	▲ 1,103	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	779	1,880	1,101	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 754	▲ 1,857	▲ 1,103	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 754	▲ 1,857	▲ 1,103		

備考 行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めており、年度途中で利用者1名が減少したため減となった。行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助事業費、その他が緊急通報システム利用者負担を受入れている。

問題点・課題 ○円滑な事業運営を図るため、適宜に連携し運営を確実にし一人暮らしの障害者の安心を確保する。

問題点・課題の改善策			
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	委託業者と適宜連携をとり、円滑な運営を行う。	委託業者と必要に応じて連絡をとり、円滑な事業運営を行った。	引き続き、委託業者と連絡を密にして、円滑な運営を図る。
②			
③			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	消防：文京区、台東区、江東区、豊島区、足立区 民間：千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区 消防及び民間：中央区、新宿区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区

況（要旨） 議会質問状



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-29	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	小林	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。							
対象者等	荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。							
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。</li> <li>限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。</li> </ul> <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入した領収書に基づき助成する。</li> <li>限度額は月額10,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は9,000円となる。</li> </ul>							
経過	平成 4年 4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）						
	平成12年 4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）						
	平成14年 4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付						
	平成15年 4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続						
	平成17年 4月	自己負担割合3%の経過措置廃止						
	平成28年 4月	委託先のうち「荒川薬業協同組合」が「荒川区薬剤師会」に変更						
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【直営分】おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託】委託先：荒川区薬剤師会（48事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	おむつ購入券決定者数（人）	189	186	199	204	210	
	②	おむつ代助成決定者数（人）	35	49	54	58	63	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		20,869	19,488	18,871	19,790	19,784	20,178	19,022
決算額（元年度は見込み）		17,917	17,921	18,871	18,252	18,364	19,861	19,022
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
おむつ購入券使用枚数（枚）		9,760	8,237	8,369	8,317	8,221	8,846	8,946
おむつ購入券対象者延べ人数（人）		2,412	2,136	2,190	2,211	2,214	2,337	2,448
おむつ代助成対象者延べ件数（件）		382	105	115	96	111	115	120
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	おむつクーポン券作成	56	需用費	おむつクーポン券作成	61	需用費	おむつクーポン券作成	60
扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,308	役務費	おむつクーポン券郵送	68	役務費	おむつクーポン券郵送	68
			扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	19,732	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,894

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	426	748	322	地方税	0	0	0	
	物件費	56	129	73	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	18,307	19,732	1,425	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	46	57	11	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,835	▲ 20,666	▲ 1,831	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	18,835	20,666	1,831	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,835	▲ 20,666	▲ 1,831	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,835	▲ 20,666	▲ 1,831		

備考

行政費用のうち物件費の役務費（郵送料）・需用費（印刷製本費）及び扶助費の増は、おむつ購入券発行枚数が増加したことによる。

問題点・課題

おむつの種類が少ない店舗があり、利用者の希望するおむつの購入が難しいという課題がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き購入券の利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、事業者と連絡をとりながら対応していく。	利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、事業者と連携して事業の実施にあたった。	利用者が希望する紙おむつを購入できるよう、おむつ代助成への提案も取り入れつつ事業者と連携をはかり対応する。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区 現金助成：16区 現物給付：20区	未実施) 0 区 購入券等給付：2区	不明) 0 区
議会議決要旨			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-30	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事															
事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木																
		担当者名	時田	内線	2691																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-07	住宅改善給付事業費																			
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領																	
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等																		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																		
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援																		
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。																				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。																				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・中規模住宅改修</td> <td style="width: 20%;">基準額</td> <td style="width: 30%;">641,000円</td> </tr> <tr> <td>・屋内移動設備（機器本体）</td> <td>基準額</td> <td>979,000円</td> </tr> <tr> <td>・屋内移動設備（設置費）</td> <td>基準額</td> <td>353,000円</td> </tr> <tr> <td>・階段昇降機（直線）</td> <td>基準額</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>・階段昇降機（曲線）</td> <td>基準額</td> <td>1,483,000円</td> </tr> </table> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						・中規模住宅改修	基準額	641,000円	・屋内移動設備（機器本体）	基準額	979,000円	・屋内移動設備（設置費）	基準額	353,000円	・階段昇降機（直線）	基準額	700,000円	・階段昇降機（曲線）	基準額	1,483,000円
・中規模住宅改修	基準額	641,000円																			
・屋内移動設備（機器本体）	基準額	979,000円																			
・屋内移動設備（設置費）	基準額	353,000円																			
・階段昇降機（直線）	基準額	700,000円																			
・階段昇降機（曲線）	基準額	1,483,000円																			
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成27年 4月 利用者負担基準の改定</p>																				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。																				
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>																				
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明														
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)													
	①	給付件数・児童分（件）	0	0	0	0	2														
	②	給付件数・成人分（件）	2	4	2	6	5														
③																					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																			
元年度	2年度																				
継続	継続	現状の規模で実施する。																			

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		5,561	5,005	4,969	4,405	4,037	4,037	3,456
決算額（元年度は見込み）		2,275	3,592	1,483	1,282	2,098	2,090	3,456
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
中規模改修（件）		0	1	0	2	4	2	4
階段昇降機（曲線）（件）		1	2	1	0	0	0	2
階段昇降機（直線）（件）		1	0	0	0	0	0	0
屋内移動設備（件）		1	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	中規模改修・屋内移動設備	2,098	扶助費	階段昇降機（曲線型）	2,090	扶助費	中規模改修・屋内移動設備	3,456

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	355	1,497	1,142	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	2,098	2,090	▲ 8	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	113	74	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,492	▲ 3,700	▲ 1,208	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	2,492	3,700	1,208	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,492	▲ 3,700	▲ 1,208	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,492	▲ 3,700	▲ 1,208	

備考

行政費用のうち扶助費は、中規模住宅改修費分となっている。

問題点・課題

○今後も必要な給付を行う。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-31	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	西田	内線	2686			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	23年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。							
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 16名							
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定）</p> <p>【交流会】 平成25年度：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。 平成26度以降：区内在住の盲ろう当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施し盲ろう者支援の充実を図る。</p>							
経過	<p>平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施</p> <p>平成23年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施</p> <p>平成23年12月 盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施</p> <p>平成23年12月 盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施</p> <p>平成24年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース ※以降同時期開催</p> <p>平成24年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース ※以降同時期開催</p> <p>平成25年12月 東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施</p> <p>平成26年11月 区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会実施 ※以降同時期開催</p> <p>平成27年10月 盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施</p> <p>平成28年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施</p>							
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	研修会参加者数（人）	29	15	17	20	40	
	②	交流会参加者数（人）	19	28	26	30	30	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		154	153	153	189	183	189	153
決算額（元年度は見込み）		151	138	149	109	136	148	153
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
研修会参加者数(人)		27	33	30	29	15	17	20
交流会参加者数(人)			49	20	19	28	26	30
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師等謝礼	117	報償費	講師等謝礼	123	報償費	講師等謝礼	124
需用費	事務消耗品	19	需用費	事務消耗品	25	需用費	事務消耗品	29

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	1,564	1,871	307	地方税	0	0	0
	物件費	19	25	6	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	117	123	6	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	170	141	▲29	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,870	▲2,160	▲290
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,870	2,160	290	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,870	▲2,160	▲290
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,870	▲2,160	▲290

備考

行政費用のうち補助費等は、全額が盲ろう者研修会・交流会に係る報償費（講師及び通訳介助者謝礼）となっている。

問題点・課題

○区内の居宅介護事業所・通所介護事業所等を中心に参加者を募集しているが、参加人数は年々減少傾向にある。今後は研修対象者や研修形態を見直して、盲ろう者の啓発につなげることが必要である。  
○他区と比較しても先進事業である本事業は、受講済み参加者でも再度参加していただけるよう研修内容の見直しや、研修後のフォローなどの施策を検討していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	交流会後の盲ろう当事者や既受講者へのフォローアップの機会を設け、さらなる盲ろう者への理解へとつなげる。	受講済みの方に声をかけて再度受講していただくことで、当事者に対する支援の方法や技術を再確認し、定着を図ることができた。	当事者や支援者が参加しやすい日時や内容を検討し、受講者増加につなげる。
②			これまでの周知に加え、相談支援専門員やケアマネージャーと連携し、盲ろう当事者の支援に直接関わっている人達にも案内する。
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-32	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	時田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1・2度、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級等の手帳所持者 ※施設等入所者は除く、所得制限あり 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者等※平成30年度登録者数41人						
内容	【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。 ※乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。 【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 ※乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。						
経過	平成 5年 4月	タクシー券の金額変更（年最高36,000円→41,000円）					
	平成10年 4月	タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入					
	平成11年 4月	タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする					
	平成14年 4月	偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）					
	平成21年 4月	不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字					
	平成22年 4月	肝臓機能障がい交付対象となる					
	平成25年 4月	タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更					
	平成28年 4月	タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更					
	平成29年 4月	タクシー券の券種変更（500円・100円の組合せ→300円・100円の組合せ）					
	平成30年10月	タクシー券に「領収書を発行する場合は、「荒川区福祉タクシー利用券」で支払ったことを明記してください。」と記載					
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【福祉タクシー券】平成29年度委託先：東京都個人タクシー協同組合 他143社（1月時点） 【リフト付タクシー】平成29年度委託先：日立自動車 他5社（1月時点）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 福祉タクシー券 交付人数（人）	2,900	2,866	2,819	2,833	2,920	
	② リフト付タクシー 実利用者数（人）	24	26	19	26	27	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		108,640	108,637	104,718	102,087	101,751	98,368	96,884
決算額（元年度は見込み）		103,271	100,689	98,793	98,018	94,850	92,210	96,884
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
福祉タクシー券 交付人数（人）		2,985	2,943	2,907	2,900	2,866	2,819	2,833
リフト付タクシー 実利用者数（人）		24	22	23	24	26	19	26
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	タクシー券印刷製本	2,794	需用費	タクシー券印刷製本	2,395	需用費	タクシー券印刷製本	2,766
役務費	郵送料	1,726	役務費	郵送料	1,717	役務費	郵送料	2,502
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	90,330	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	88,098	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	91,616

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,655	1,650	▲ 1,005	地方税	0	0	0
	物件費	94,850	92,210	▲ 2,640	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,088	1,050	▲ 38
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,088	1,050	▲ 38
	賞与・退職給与引当金繰入額	288	125	▲ 163	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 96,705	▲ 92,935	3,770
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	97,793	93,985	▲ 3,808	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 96,705	▲ 92,935	3,770
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 96,705	▲ 92,935	3,770	

備考 行政費用のうち物件費の減は、交付人数の減少により、タクシー券印刷製本費・申請書封入委託料が、利用者人数の減少により、タクシー会社への業務委託料が減ったことによる。  
行政収入は、都支出金で、障害者施策推進区市町村包括補助（リフト付タクシー分）を受入れている。

問題点・課題 ○平成31年4月末現在で契約しているタクシー会社は132社あり、契約事務や支払事務などが煩雑化しており、業務の効率化を図る必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、業務の効率化について検討する。	適宜、担当職員等で業務分担を行い、効率化を図った。	引き続き、マニュアルの見直し等を行い、業務の効率化を図る。
②			
③			
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）		
議会議案要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券</li> <li>葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給</li> </ul>		



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-33	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 17年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者						
内容	<p>【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】</p> <p>コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除                  ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除                  ③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除</p> <p>精神障がい者の取扱経過コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>						
経過	平成17年 4月20日	コミュニティバスさくら・左回り（南千01系統）運行開始					
	平成20年10月	コミュニティバス専用バスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる					
	平成24年11月	汐入さくら（南千03系統）運行開始					
	平成26年11月	町屋さくら（町屋04系統）運行開始					
	平成27年 3月	町屋さくら一部往復運行開始（町屋05系統） さくら・右回り（南千02系統）運行開始					
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い						
指   標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助件数（延べ人数）（人）	85,552	90,731	92,411	88,510	94,035	
	② パス発行件数（件）	148	124	119	119	119	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	7,108	9,995	10,201	7,053	7,259	7,415	7,144
決算額（元年度は見込み）	7,005	6,810	6,817	6,844	7,258	7,380	7,144
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）							
補助件数（延べ人数）（人）	87,562	85,125	85,227	85,552	90,731	92,411	88,510
パス発行件数（件）	139	154	115	148	124	119	119

予算・決算の内訳							
平成29年度（決算）		平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項
負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	7,053	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	7,380	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	7,258	7,380	122	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,046	▲ 8,185	▲ 139
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,046	8,185	139	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,046	▲ 8,185	▲ 139
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,046	▲ 8,185	▲ 139	

備考 行政費用（補助費等）については、荒川区コミュニティバス障がい者運賃補助となっている。

問題点・課題 -

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)  
 無料：千代田・墨田  
 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾

議会議事録（要旨）

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-34	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	大塚・中村	内線	2694			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-08-03	自動車燃料助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 3年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。							
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。							
内容	<p>【事業内容】</p> <p>①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。</p> <p>②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】</p> <p>助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで</p> <p>【助成金額】</p> <p>3ヶ月あたり9,000円を限度とする。（年額36,000円）</p>							
経過	<p>平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更</p> <p>平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級）</p> <p>平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設</p> <p>平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。</p> <p>平成26年 4月 現況届提出の義務化（毎年度）</p>							
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成対象者数（人）	266	259	254	277	277	各年度末助成決定者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		9,251	10,500	11,351	9,881	8,584	8,354	8,449
決算額（元年度は見込み）		9,242	9,024	8,691	8,281	8,325	8,334	8,449
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
助成対象者数（人）		311	293	295	266	259	254	277
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料	33	役務費	郵便料	40	役務費	郵便料	60
扶助費	ガソリン助成	8,292	扶助費	ガソリン助成	8,294	扶助費	ガソリン助成	8,389

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	0	748	748	地方税	0	0	0	
	物件費	33	40	7	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	8,292	8,294	2	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	57	57	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,325	▲ 9,139	▲ 814	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	8,325	9,139	814	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,325	▲ 9,139	▲ 814	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,325	▲ 9,139	▲ 814		

備考

行政費用については、ガソリン助成に係る扶助費が大半を占めている。

問題点・課題

手続き書類の不備がまだ多いので、案内文を工夫していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現況届の一部未提出者が多いので付箋を付けるなど分かりやすい案内が必要である。	今年はふせんを付けて案内を分かりやすくしたので不備者が減った。	押印忘れがあったので、押印忘れしないように分かりやすい記入例を添付していく。
②			
③			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
未実施：なし ※葛飾区は心身障害者福祉手当（外出支援分）と合わせて支給（月額2,500円） ※大田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える移送サービス利用券を支給（月額3,600円） ※墨田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える助成共通券を支給（年間30,000円）	

況（要旨）	議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-35	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	時田	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	同条例施行規則				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいや難病を有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 ※平成31年1月31日現在受給者数 3,613名							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（331種）、都対象（12種）計343種（平成30年4月1日現在） 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている							
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円→3,481,000円） ※見直し理由…都：社会経済状況の変化 / 区：①介護保険制度導入②負担の公平化、他制度との整合 ③在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円→3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトナムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）							
必要性	心身に障がいや難病を有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	手当受給者数(人)	3,700	3,646	3,650	3,759	3,850	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		644,899	646,519	662,909	636,882	636,472	635,024	636,360
決算額（元年度は見込み）		636,715	636,151	633,176	634,050	636,466	615,943	636,360
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
都基準対象者(人)		2,040	2,014	1,973	1,946	1,921	1,895	1,930
区独自基準対象者（3級・4度）(人)		849	860	860	840	867	848	880
区独自基準対象者（難病）(人)		822	849	861	914	858	861	890
合計(人)		3,711	3,723	3,694	3,700	3,646	3,604	3,759
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓あき封筒	45	需用費	窓あき封筒	45	需用費	窓あき封筒	50
委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	31	委託料	支払通知封入委託	33
扶助費	心身障害者福祉手当	636,389	扶助費	心身障害者福祉手当	615,867	扶助費	心身障害者福祉手当	636,277

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,777	1,497	▲ 280	地方税	0	0	0
	物件費	77	76	▲ 1	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	636,389	615,867	▲ 20,522	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	62	853	791
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	62	853	791
	賞与・退職給与引当金繰入額	193	113	▲ 80	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 638,374	▲ 616,700	21,674
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	638,436	617,553	▲ 20,883	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 638,374	▲ 616,700	21,674
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 638,374	▲ 616,700	21,674	

備考

行政収入のうち扶助費の減は、実績（手当受給者数）が減少したことによる。  
行政収入は、その他で心身障害者福祉手当返還金を受入れている。

問題点・課題

○難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により、平成27年1月及び平成27年7月に支給対象疾病が拡大した。難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部改正の告示により、平成29年4月1日から国の指定難病が306疾病から330疾病に増加した。さらに、平成30年4月1日から国の指定難病が330疾病から331疾病に増加した。これにより、手当支給件数が増え、業務量が増加しているため、今まで以上に適切な業務処理が必要となる。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	業務が煩雑なため見直しを図る。	手当業務のマニュアルの更新や追記等を行い、業務効率の向上を図った。	適切な業務処理を行うため、日々の業務の見直し等を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会要旨	平成29年度6月会議 「精神障がい者への福祉手当の支給について」		

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-36	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 39 年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上の者で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満の者で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 26,940円 → 27,200円（平成31年4月改定） 障害児福祉手当 14,650円 → 14,790円（平成31年4月改定） 経過的福祉手当 14,650円 → 14,790円（平成31年4月改定）						
経過	昭和61年度 平成10年度 平成19年9月	従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。 （判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）					
必要性	国制度の実施						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別障害者手当受給者数（人）	221	227	229	230	235	
	② 障害児福祉手当受給者数（人）	57	57	61	62	63	
③ 経過的福祉手当受給者数（人）	6	5	5	5	5		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		74,597	75,629	75,826	78,802	82,879	81,787	84,917
決算額（元年度は見込み）		70,762	73,510	75,427	78,736	79,879	81,458	84,917
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
特別障害者手当受給者数（人）		202	208	211	221	227	229	230
障害児福祉手当受給者数（人）		59	56	58	57	57	61	62
経過的福祉手当受給者数（人）		10	8	7	6	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	143	報償費	判定医謝礼	195	報償費	判定医謝礼	208
需要費	印刷製本費	5	需用費	印刷製本費	5	需用費	印刷製本費	6
役務費	郵送料	54	役務費	郵送料	51	役務費	郵送料	60
扶助費	特別障害者手当	79,677	扶助費	特別障害者手当	81,207	扶助費	特別障害者手当	84,643

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	355	748	393	地方税	0	0	0	
	物件費	59	56	▲ 3	国庫支出金	59,722	60,931	1,209	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	79,677	81,207	1,530	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	143	195	52	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	262	0	▲ 262	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	59,984	60,931	947	
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	57	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,289	▲ 21,332	▲ 1,043	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	80,273	82,263	1,990	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,289	▲ 21,332	▲ 1,043	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,289	▲ 21,332	▲ 1,043		

備考 行政費用のうち扶助費の増は、手当受給者数の増加したことによる。行政収入は、国庫支出金で特別障害者手当負担金を受入れている。なお、29年度のその他では過払い分の返還金を受入れている。

問題点・課題 対象者への更なる周知徹底が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者へ、事業の周知徹底を図るとともに、円滑な事業運営に努める。	対象者へ、事業の周知徹底を図るとともに、円滑な事業運営に努めた。	引き続き、対象者への周知徹底及び、円滑な事業運営に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況（要旨） 平成30年度2月会議 「特別障害者手当の周知徹底について」



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-37	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 19年度	根拠	荒川区障害者福祉給付金支給要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者						
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者</p> <p style="margin-left: 20px;">①昭和37年1月1日以前に生まれた者</p> <p style="margin-left: 20px;">②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者</p> <p style="margin-left: 20px;">③昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 ※同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>						
経過	<p>昭和57年 1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。</p> <p>平成17年 4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。</p> <p>平成19年 4月 事業開始</p>						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>（窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 支給対象者数(人)	2	2	2	2	2	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		1,137	1,500	1,500	1,188	792	792	792
決算額（元年度は見込み）		1,137	1,500	1,266	1,056	792	792	792
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	重度支給対象者数（人）	3	3	3	2	2	2	2
	中度支給対象者数（人）	1	1	1	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	355	748	393	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	792	792	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	57	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,186	▲ 1,597	▲ 411
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,186	1,597	411	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,186	▲ 1,597	▲ 411
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,186	▲ 1,597	▲ 411

備考 行政費用のうち扶助費は、支給対象者数が横ばいのため横ばいとなった。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な制度運営を行うとともに、制度の周知を図っていく。	適切な制度運営及び、制度の周知に努めた。	引き続き、円滑な業務運営に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-38	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	令和 48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に重度の障がいをもつため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がいをもつ、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・施設入所者・3ヶ月を超える入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。</li> <li>・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。</li> <li>・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。</li> <li>・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。</li> </ul> <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受領し、東京都に進達する。</li> <li>・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。</li> <li>・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：施設入所、入院状況等確認（平成13年より実施）</li> </ul> <p>【手当月額】 60,000円</p>						
経過	<p>平成12年 8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月を超える入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円）</p> <p>平成15年 3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者数（人）	146	149	147	147	155	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
受給者数（人）		143	145	144	146	149	147	147

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	355	748	393	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	57	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 394	▲ 805	▲ 411	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	394	805	411	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 394	▲ 805	▲ 411	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 394	▲ 805	▲ 411		

備考 行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 ○受給者の異動状況や施設入所・入院の状況を適宜確認し、過払い防止のため都に迅速な情報提供を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、都との連携強化に努めていく。	異動状況の迅速な報告などを行い、都と連携強化に努めた。	引き続き、対象者へ制度の周知徹底を図るとともに、実施主体である都と円滑な情報連携に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	東京都の経由事務

況(要旨) 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-39	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。						
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方						
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。</li> <li>加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。</li> <li>加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。</li> </ul> <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>						
経過	昭和44年 4月	東京都心身障害者扶養年金制度発足					
	平成18年10月	扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）					
	平成19年 2月末	扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）					
	平成19年 5月	区として説明会を実施					
	平成20年 4月	東京都心身障害者扶養共済制度発足					
必要性	都制度の実施						
実施方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> 委託 <input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務委託 <input type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 他 都の経由事務						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 扶養共済区加入者数（人）	13	14	13	15	20	
	② 扶養共済区受給者数（人）	0	0	1	1	1	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	0	0	0	-	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	0	0	0	-	-	-
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
扶養共済区加入者数（人）		10	11	12	13	14	13	15
扶養共済区受給者数（人）		0	0	0	0	0	1	1
扶養年金区受給者数（人）		140	137	132	127	125	121	120

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	355	748	393	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	39	57	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 394	▲ 805	▲ 411	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	394	805	411	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 394	▲ 805	▲ 411	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 394	▲ 805	▲ 411		

備考 行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 ○窓口等で積極的に制度の周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、制度周知を徹底していく。	対象者に対し制度周知を徹底した。	引き続き、制度周知の徹底及び実施主体である都と円滑な情報連携を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況(要旨) 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-40	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	中村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 2 年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。</li> <li>・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）</li> </ul>						
対象者等	<p>【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日）</p> <p>【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（平成8年より活動休止中）</p>						
内容	<p>【見舞金】</p> <p>毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載）</p> <p>申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。</p> <p>【団体運営補助金】</p> <p>原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）</p>						
経過	<p>平成2年度 事業開始</p> <p>平成8年度 荒友会が活動を休止</p>						
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 支給者数（人数）	26	24	21	21	21	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		350	300	290	260	260	240	210
決算額（元年度は見込み）		290	290	260	260	240	210	210
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	見舞金支給者（人）	29	29	26	26	24	21	21
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	見舞金	240	扶助費	見舞金	210	扶助費	見舞金	210

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額			29年度	30年度	差額	
	給与関係費	744	810	66	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	240	210	▲ 30	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	81	61	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,065	▲ 1,081	▲ 16	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,065	1,081	16	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,065	▲ 1,081	▲ 16	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,065	▲ 1,081	▲ 16	

備考 行政費用のうち扶助費は、被爆者への見舞金となっており、対象者の減少に伴い減少傾向にある。

問題点・課題

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立
議会議況(要旨)	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-41	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	時田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 24 年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>						
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p>						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【決定】直営</p> <p>【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①入院（レセプト件数）（件）	228	232	230	226	250	
	②通院件数（レセプト件数）（件）	2,264	2,305	2,576	2,527	2,400	
③訪問看護（レセプト件数）（件）	0	0	1	1	2		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		560,550	540,559	558,474	535,480	589,464	545,569	547,937
決算額（元年度は見込み）		510,711	516,062	551,363	531,329	541,970	533,277	547,937
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
入院（レセプト件数）（件）		241	254	222	228	232	230	226
通院（レセプト件数）（件）		1,931	2,106	2,204	2,264	2,305	2,576	2,527
訪問看護（レセプト件数）（件）		4	0	1	0	0	1	1
入院利用者数（給付決定件数）（件）		27	25	17	14	20	20	20
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	541,970	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	533,277	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	547,937

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,132	2,620	488	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	9,296	217,520	208,224	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,563	135,492	129,929	
	扶助費	541,970	533,277	▲ 8,693	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,859	353,012	338,153	
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	198	▲ 33	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 529,474	▲ 183,083	346,391	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	544,333	536,095	▲ 8,238	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 529,474	▲ 183,083	346,391	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 529,474	▲ 183,083	346,391		

備考 行政費用のうち扶助費は、業務委託料が占めておりレセプト点検単価の減少によるものである。  
行政収入は、各支出金で障害者医療費負担金（国・都）を受入れている。

問題点・課題 ○今後も、適切な業務処理を行っていく。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現状の規模で実施する。	現状の規模で実施した。	引き続き、現状の規模で実施する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
状況(要旨)	法定事業		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-42	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	萩原	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 49 年度	根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	東京都の事業である心身障害者医療助成制度（マル障）は、心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図るものである。						
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がい③精神手帳1級 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わることにより38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ※精神障がい者は、手帳の有効期限まで（手帳の期限が翌年8月末日以降なら8月末日まで） 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（6月上旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成 6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管 平成30年 8月 高確法改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ） 平成31年 1月 障がい要件に精神保健福祉手帳1級所持者を追加 令和元年 8月 高確法改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ）						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 医療費助成対象者数（人）	1,724	1,693	1,693	1,800	1,785	各年度末の受給者証交付人数
	② 医療費助成支給件数（件）	1,826	1,795	1,418	1,800	1,680	現金給付医療費助成件数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		254	257	254	254	260	260	300
決算額（元年度は見込み）		230	246	247	247	229	242	300
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
医療費助成対象者（人）		1,786	1,765	1,748	1,724	1,693	1,693	1,800
支給件数（延べ数）		1,561	1,943	1,750	1,826	1,795	1,418	1,800
都外医療機関助成金額（円）		11,090,831	13,997,804	11,987,785	10,992,444	14,069,346	10,001,309	15,000,000
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	14	需用費	消耗品、窓あき封筒等	17	需用費	消耗品、窓あき封筒等	21
役務費	受給者証等郵送料	191	役務費	受給者証等郵送料	204	役務費	受給者証等郵送料	240
委託料	封入作業委託料	24	委託料	封入作業委託料	25	委託料	封入作業委託料	39

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,066	2,276	1,210	地方税	0	0	0	
	物件費	229	242	13	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	2,106	2,106	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	2,106	2,106	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	172	56	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,411	▲ 584	827	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,411	2,690	1,279	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,411	▲ 584	827	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,411	▲ 584	827		

備考 行政費用のうち物件費は、郵便料等の事務費相当分であり横ばいとなっている。  
行政収入は、都支出金でシステム改修に伴う医療保健政策区市町村包括補助事業補助金を受入れている。

問題点・課題 ○平成31年1月に精神手帳1級の方もマル障の対象となり、対象者拡大に伴い資格審査等も複雑になったため、より円滑な事務運営を図る必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神障がい者の対象拡大等の制度改正が予定されているため、新たな対象者に積極的に周知を図る必要がある。	新たに制度の対象となった、精神1級の方に、ホームページ、区報や窓口で積極的に周知を図った。	今後も、申請窓口職員や都と連携し、円滑な事務運営を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-43	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																		
事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木																			
		担当者名	岩崎	内線	2683																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-12-01	障害者団体補助																						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	令和 58 年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等																					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実																					
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																							
対象者等	対象団体等は次の6団体。荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川区心身障害児者福祉連合会 ※荒川区身体障害者更生会は28年3月、荒川腎友会は30年5月にそれぞれ解散により連合会脱退																							
内容	<p>【補助金算定基準】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30～50人</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">51～100人</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> <td style="text-align: center;">101～200人</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201～300人</td> <td style="text-align: center;">18万円</td> <td style="text-align: center;">301～400人</td> <td style="text-align: center;">21万円</td> <td style="text-align: center;">401人以上</td> <td style="text-align: center;">24万円</td> </tr> </table> <p>【補助金額】                  父母の会（30年度会員数51人）、のぞみの会（同52人）、視力協会（同63人）⇒12万円                  手をつなぐ親の会（同150人）、聴覚協会（同101人）⇒15万円                  ※福祉連合会補助金額は当該年度の予算の範囲内で別に定める。（実績：13～30年度各年度10万円）                  【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していく上で必要な経費。</p>						団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円	201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円
団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額																			
30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円																			
201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円																			
経過	昭和58年 事業開始 平成元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成2～4年 補助算定基準改定 平成5年 荒川腎友会を対象団体に追加 平成28年3月 荒川区身体障害者更生会解散により連合会脱退 平成30年5月 荒川腎友会解散により連合会脱退																							
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）																							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明																	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)																
	①	補助団体数(団体)	7	7	6	6	6																	
	②	会員数	426	416	417	419	430	各団体会員数の合計																
③																								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																						
元年度	2年度																							
継続	継続	現状の規模で実施する。																						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		970	970	970	970	970	970	760
決算額（元年度は見込み）		970	970	970	850	790	760	760
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
団体数(団体)		8	8	8	7	7	6	6
会員数(人)		528	467	472	426	416	417	419
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	団体補助	790	負担金補助等	団体補助	760	負担金補助等	団体補助	760

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		334	307	▲ 27		地方税			0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金			0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金			0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金			0	0	0	
補助費等		790	760	▲ 30	使用料及び手数料			0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他			0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)			0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		36	23	▲ 13	行政収支差額(a)-(b)=(c)			▲ 1,160	▲ 1,090	70	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)			0	0	0	
行政費用合計(b)		1,160	1,090	▲ 70	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 1,160	▲ 1,090	70	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 1,160	▲ 1,090	70	

備考 行政費用のうち補助費等は、補助対象団体が1減したことによる。

問題点・課題 団体構成員の高齢化と会員数の減少及び団体の解散。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	財政支援だけでなく人的支援を含め、引き続き支援の在り方を検討する	人的支援を含め、支援の在り方を検討した	引き続き、支援の在り方を検討する
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	未実施：江東区、渋谷区（連合会に対してのみ実施）、江戸川
況（要旨）	平成11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡充について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-44	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	岩崎	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-12-02	障害者運動会補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	56 年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援し、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	【補助対象事業】 荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会							
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会</p> <p>【実施日】 9月最終日曜日</p> <p>【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館（雨天時）</p> <p>【参加者】 区内障がい児者、家族、関係者及び一般区民 30年度参加者約700人</p> <p>【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会</p> <p>【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p>※一中生徒、民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p> <p>【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。</p> <p>30年度補助金 52万円</p>							
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減</p> <p>平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円）</p> <p>平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結</p> <p>平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p>							
必要性	障がい者団体の自主的な活動を支援するものであり、区としても後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	参加人数（人）	700	700	700	700	700	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		520	520	520	520	520	520	520
決算額（元年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	520
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	参加人数(人)	635	671	680	700	700	700	700
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		2,048	1,975	▲ 73		地方税		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		520	520	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		222	149	▲ 73	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 2,790	▲ 2,644	146		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		2,790	2,644	▲ 146	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,790	▲ 2,644	146		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,790	▲ 2,644	146		

備考

行政費用（補助費等）については、運動会開催費用補助が占めており、例年同額となっている。

問題点・課題

○実施会場が晴天及び雨天時とも第一中学校に固定化され、学校側の負担が大きくなっている。このため、他会場での実施を検討する必要があるが、実施会場には障がい者用設備（トイレ、エレベーター等）が不可欠なため、会場の確保が困難となっている。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実施規模を含め、引き続き連合会と検討する	学校側への負担を軽減するため、実施規模、雨天時の対応等を連合会と検討した	学校への負担軽減を引き続き検討する
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施：渋谷区（福祉団体に対する補助の実施は1区のみ。このほか直営で運動会を実施している区は文京、中野、豊島、板橋、練馬、葛飾、江戸川区。）
議会議決要旨	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-45	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	斉藤	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-13-01	日中活動サービス事業等補助事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う区内事業所に対して、運営費補助及び施設借上げ費補助を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。						
対象者等	日中活動サービス事業施設運営費補助：14施設 日中活動サービス事業施設借上げ費補助：9施設						
内容	1 運営費補助 ①基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） ②メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） ③障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて ④第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設借上げ費補助（法人が自ら所有する物件に入居する施設、区施設に入居する施設を除く） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2						
経過	平成20年 4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行） 平成23年 2月 ワークハウス荒川が新体系に移行 平成23年 4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設に） 平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる 平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる 平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる 平成25年 5月 オフィスサプライ東京が新規指定事業所として補助対象となる 平成26年 4月 ワークハウス荒川第2が新体系移行により補助対象となる 平成29年 4月 施設借上げ費補助の対象を拡大（総合支援法施行後に開設した施設も補助対象となる）						
必要性	日中活動系サービス提供施設の安定した運営により、障がい者の日中活動場所の確保につながるため、必要な事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助】 年度当初の利用見込みに基づく概算払い						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 施設運営費補助（施設）	12	12	14	14	15	運営費の一部を補助している施設数
	② 施設借上げ費補助（施設）	5	9	9	9	9	施設の借上げ費の一部を補助している施設数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	施設の安定的な運営のために、必要な事業である。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		68,764	89,814	80,415	88,186	94,041	97,449	102,483
決算額（元年度は見込み）		60,678	76,328	79,990	83,242	93,956	92,879	102,483
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
補助対象施設数（運営費）（施設）		11	12	12	12	12	14	14
補助対象施設数（施設借上げ費）（施設）		4	5	5	5	9	9	9
貸付実施施設数（施設）		0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	93,956	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	92,879	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	102,483

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,066	1,497	431	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	83,625	83,405	▲ 220	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	93,956	92,879	▲ 1,077	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	83,625	83,405	▲ 220	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	113	▲ 3	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,513	▲ 11,084	429	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	95,138	94,489	▲ 649	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,513	▲ 11,084	429	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,513	▲ 11,084	429		

備考 行政費用のうち補助費等は、運営費と借上げ費の補助であるが、30年度は運営費補助において一部事業所が「メニュー選択式加算」に該当しなかったため減となった。  
行政収入は、運営費補助分について障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○障がい者が安定した日常生活を送れるよう障害者日中活動サービス事業を運営する事業所を引き続き支援し、施設の運営状況を支援していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続した支援を行って施設の運営状況を把握する。	継続した支援を行って施設の運営状況を確認した。	継続した支援により、施設の安定した運営をサポートしていく。
②	施設開設を予定する法人に対して、補助金制度の内容について丁寧な説明を行う。	施設開設を予定する法人に対し、補助金制度の内容について丁寧な説明を行った。	施設開設を予定する法人に対し、補助金制度の内容について丁寧な説明を行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-46	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	竹澤	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 25年度	根拠	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内	<input type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等	障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。						
内容	<p>【補助対象設備】</p> <p>①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備</p> <p>（ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費 ②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外）</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円</p>						
経過	平成25年 12月	消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布					
	平成27年 4月	消防法の一部改正					
	平成27年 7月	消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し					
	平成29年 3月	要綱改正（新規開設事業者も対象とする）					
		要綱改正（効力を廃止し、補助を継続する）					
必要性	利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助対象設備の設置】事業者 【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	
	①	消防設備設置ユニット（件）	0	4	0	5	5
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	10,400	10,805	4,253	7,317	2,861	5,800
決算額（元年度は見込み）		0	3,253	3,050	0	248	0	5,800
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	事業周知件数（件）	10	10	10	5	1	0	1
	消防設備設置ユニット（件）	-	2	4	0	4	0	5
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	消防設備補助	248	負担金補助等	消防設備補助	0	負担金補助等	消防設備補助	5,800

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,150	1,450	300
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	248	0	▲ 248	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,150	1,450	300
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲ 20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	114	645	531
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,036	805	▲ 231	通常収支差額(c)+(d)=(e)	114	645	531
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	114	645	531

備考

行政収入のうち扶助費については、消防設備設置ユニットの申請がなかったため執行なしとなった。行政収入は、障害者施策推進包括補助事業費を受入れている。

問題点・課題

平成27年4月より消防法の改正が行われたことに伴い、消防用設備の設置や改修が必要なグループホームに周知し、必要な個所に設置する。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者の生命及び財産を守るため、継続してグループホームの消防用設備の設置を周知徹底を図る。	利用者の生命及び身体並びに財産を保護するために、グループホームの火災発生時における消防対策を促進した。	障がい者の生命及び財産を守るため、継続してグループホームの消防用設備の設置を周知徹底を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)		
況(要旨)	実施：台東区、世田谷区、杉並区、足立区、江戸川区		

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-47	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者相談支援事務費（障害者相談員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	鈴木(文)	内線	2685		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-03	障がい者相談支援事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 43 年度	根拠	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。						
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名						
内容	【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。						
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管						
必要性	-						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 区長選任の相談員に2年間委託						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 身体相談（件）	556	258	304	346	380	身体障害者相談員による相談件数
	② 知的相談（件）	79	46	38	54	80	知的障害者相談員による相談件数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		31,370	30,679	30,618	29,901	16,013	7,887	7,860
決算額（元年度は見込み）		30,314	29,200	27,962	28,354	14,844	7,190	7,860
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	身体相談（件）	234	236	258	556	258	304	346
	知的相談（件）	116	79	66	79	46	38	54
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談員活動費	654	報償費	相談員活動費	597	報償費	相談員活動費	680
需用費	相談員活動費	2	需用費	相談員活動費	0	需用費	相談員活動費	34
	その他事務費	14,188		その他事務費	6,593		その他事務費	7,146

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,135	3,591	▲ 2,544		地方税	0	0	0	0
	物件費	8,270	3,523	▲ 4,747	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	77	0	▲ 77	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	866	603	▲ 263	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	77	0	▲ 77	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	46	40	▲ 6	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,240	▲ 7,757	7,483	0	0	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	15,317	7,757	▲ 7,560	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,240	▲ 7,757	7,483	0	0	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,240	▲ 7,757	7,483	0	0	

備考 行政費用の物件費（委託料・郵送料他）及び補助費等（報償費）については、一部を障害サービス事務費・障がい者支援調整事務費・精神保健福祉費・障害者福祉課事務費・庶務事務費へ組換えたため減となった。行政収入については、他事業に係るものだったため減となった。

問題点・課題 ○30年度に発生した身体障害者相談員の辞退による欠員3名のうち、2名については新規相談員が確定し活動を開始しているが、残り1名の欠員が継続している。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	身体障害者相談員の欠員3名については、継続会員による推薦などを呼びかけ、相談業務に支障がでないよう早急に対応する	身体障害者相談員の欠員3名については、継続会員による推薦などにより2名が確定し活動を開始している。	身体障害者相談員の欠員1名について、引き続き推薦などを呼びかけていく。
②			
③			
他区の実況	（実施） 21 区 未実施区：千代田区	未実施 1 区 不明	0 区
議会（要旨）	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」		

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-48	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者支援調整事務費（障害支援区分認定）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	島崎	内線	2689			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-04	障がい者支援調整事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	18年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	の支給に関する審査会条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。							
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者							
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p> <p>介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定</p> <p>訓練等給付の申請→認定調査のみ</p> <p>※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6及び非該当、区分6が最重度）</p> <p>[審査会開催回数]</p> <p>3合議体、月3回開催</p> <p>開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成]</p> <p>任期2年</p> <p>医師会医師6名、大学教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名</p> <p>福祉施設職員3名、当事者1名</p>							
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法施行</p> <p>平成18年5月 認定調査開始</p> <p>平成18年6月 審査会開始</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる</p> <p>平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行</p> <p>平成27年1月 障害者総合支援法の対象難病数が130から151に拡大</p> <p>平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大</p> <p>平成29年4月 障害者総合支援法の対象難病数が332から358に拡大</p> <p>平成30年4月 障害者総合支援法の対象難病数が358から359に拡大</p> <p>令和元年7月 障害者総合支援法の対象難病数が358から361に拡大</p>							
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	申請件数（人）	463	526	558	584	584	
	②	障害支援区分認定件数（人）	323	370	429	400	400	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		15,268	15,689	15,853	15,525	16,440	17,916	17,372
決算額（元年度は見込み）		13,628	13,611	14,332	13,876	14,423	15,269	17,372
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
審査会開催回数（回）		34	32	34	30	29	34	36
障害支援区分認定件数（人）		268	301	389	323	370	429	400
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,594	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,554	報酬	審査会委員・非常勤報酬	11,475
共済費	社会保険料（非常勤）	1,146	共済費	社会保険料（非常勤）	1,125	共済費	社会保険料（非常勤）	1,140
旅費	調査旅費等	610	旅費	調査旅費等	571	旅費	調査旅費等	1,062
需用費	消耗品費等	100	需用費	消耗品費等	463	需用費	消耗品費等	617
役務費	意見書作成手数料等	1,973	役務費	意見書作成手数料等	2,550	役務費	意見書作成手数料等	3,068
			委託料	受給者証点字カバー作成	6	委託料	受給者証点字カバー作成	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	21,334	21,783	449	地方税	0	0	0	
	物件費	2,684	3,590	906	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,041	763	▲ 278	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,059	▲ 26,136	▲ 1,077	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	25,059	26,136	1,077	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,059	▲ 26,136	▲ 1,077	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,059	▲ 26,136	▲ 1,077		

備考 行政費用については、認定調査員による障害区分認定を行うため、行政費用のうち給与関係費（非常勤職員人件費）が多くを占めている。

問題点・課題 ○増加する認定件数に対応するため、ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置すると共に、調査スキルの標準化を図り、迅速な区分認定を行っていく必要がある。  
○新規に委嘱する審査会委員に対しては研修の受講を依頼し、また必要な情報提供を行い、適切な審査会運営を維持していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年度は申請者が多く見込まれるため、熟練調査員2名を継続して配置し新任調査員に適切な指導を行っていく。	新任調査員へのOJTを行うとともに、全調査員の調査判断基準のより一層の統一化に向け、都への照会を行い回答を共有した。	対象者拡大による新規申請者数の増加等に備え、引き続き同一の調査員を継続配置し2年目の調査員への指導を継続する。
②	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。改正等があった場合には各委員へ必要な情報を随時提供していく。	3部会構成にて安定して審査を運営できた。新任委員に研修を受講頂くとともに、各部会に今年度の改定内容を随時情報提供した。	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。任期更新にあたり、新任委員の研修受講と併せ、随時適切な情報提供を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議況(要旨)	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-49	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	岩崎、一色	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-05	聴覚障害者相談事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等							
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。平成29年度実績95件 相談日：毎週火曜日午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談については、公益社団東京聴覚障害者総合支援機構が運営する東京聴覚障害者自立支援センターの相談支援事業（同行支援も可）を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。平成28年度以降実績なし</p> <p>【電話代行サービス及び遠隔手話通訳サービス】 区役所・病院等へ連絡が必要な場合に、区の委託事業者が代理で電話する電話代行サービス 区役所窓口で手話による円滑な手続ができるよう、タブレットを活用した遠隔手話通訳サービス</p>							
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回→月2回					
	平成10年 4月	用語改定						
		手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）						
		手話通訳者の委嘱（任期1年）						
		手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）						
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）						
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）						
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更第2・4火曜日						
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始						
	平成30年 4月	窓口における電話代行サービス及び遠隔手話通訳サービスの開始						
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 専門相談は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構に委託して実施。 遠隔手話通訳サービスについては、株式会社プラスヴォイスに委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	窓口相談（件）	96	95	94	99	110	
	②	専門相談（時間）	0	0	0	2	5	
③	遠隔手話等通訳サービス利用件数				1,051	1,100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
重点的に推進	重点的に推進	ICTを活用した遠隔手話等通訳サービスを導入し、区役所窓口及び聴覚障がい者当事者の自宅等で、365日手話等でのコミュニケーションを可能することで、聴覚障がい者の総合的なコミュニケーション支援を行う。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		289	309	249	258	263	6,117	5,430
決算額（元年度は見込み）		248	309	226	225	230	6,083	5,430
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	窓口相談（件）	99	114	95	96	95	94	99
	専門相談（時間）	14	20	2	0	0	0	2
	遠隔手話等通訳サービス利用件数						1,051	1,100
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	230	報償費	手話通訳謝礼	229	報償費	手話通訳謝礼	230
委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	33
			委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,854	委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,167

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	523	2,399	1,876	地方税	0	0	0	
	物件費	0	5,854	5,854	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	230	230	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	57	181	124	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 810	▲ 8,664	▲ 7,854	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	810	8,664	7,854	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 810	▲ 8,664	▲ 7,854	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 810	▲ 8,664	▲ 7,854		

備考

行政費用のうち物件費の増は、遠隔手話等通訳サービスの導入に伴い委託料が増えたことによる。

問題点・課題

専門相談利用回数の減少

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一般相談利用者に対し、専門相談に関する情報提供をする。	一般相談利用者に対し、専門相談に関する情報提供をおこなった。	引き続き、広く情報提供を行う。
②	ICTを活用した遠隔手話等サービス等を導入することで、聴覚障がい者の手話等によるコミュニケーションが容易になる。	遠隔手話等通訳サービス導入後、手話等によるコミュニケーションが区窓口でも、利用者の自宅、外出先でも毎日可能となった。	平成31年4月より、アクロスあらかわ及びたんぼぼセンターにもタブレットを増設し、窓口対応の改善を図る。
③			

他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
	未実施：千代田区、港区
議会議決要旨	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成29年度2月会議 「手話言語条例の制定について」 平成29年度11月会議 「手話言語条例の制定について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-50	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	清水	内線	2690			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-14-06	障害者向け健康体操事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	19年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。							
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）							
内容	<p>【概要】体操名称：荒川ばん座位体操                      [意味] 一人でも多くの方（ばんにん）が椅子に座った姿勢（座位）でできる体操。                      体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】荒川ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。                      ①リーダー育成研修…体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成                      ②介護者向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ                      ③体操教室…区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施                      ④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。</p>							
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アリスあらかわ：火・金曜） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具センターを拠点に追加 平成22年10月 西日暮里6丁目施設から粋・活サロンに会場を移し、特養さくら館を拠点に追加 平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加 平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。 平成28年 4月 町屋ふれあい館を拠点に追加 平成29年 9月 荒川ばん座位体操10周年記念誌 発行							
必要性	①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 ②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 ③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)		
	①	リーダー人数（人）	97	108	111	116	120	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	障がい者の健康管理・健康維持を支援するため必要な事業である。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		962	1,011	1,010	996	1,300	748	762
決算額（元年度は見込み）		914	969	921	922	1,157	730	762
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	リーダー人数(人)	65	79	90	97	108	111	116

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会等謝礼	549	報償費	講演会等謝礼	550	報償費	講演会等謝礼	563
需用費	消耗品等	454	需用費	消耗品費	49	需用費	消耗品費	68
役務費	保険料	131	役務費	保険料	131	役務費	保険料	131
使用料及び賃借料	会場使用料	24						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,975	4,491	▲ 484	地方税	0	0	0
	物件費	477	49	▲ 428	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	650	374	▲ 276
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	680	636	▲ 44	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	5	5	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	650	374	▲ 276
	賞与・退職給与引当金繰入額	540	339	▲ 201	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,027	▲ 5,146	881
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,677	5,520	▲ 1,157	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,027	▲ 5,146	881
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,027	▲ 5,146	881	

備考 行政費用のうち物件費はの減は、29年度にばん座位体操10周年記念イベントに伴う消耗品費（印本費）・会場使用料等が減ったことによる。  
行政収入は、障害者施策推進区市町村包括補助（都）を受入れている。

問題点・課題 ○平成19年から開始した本事業は、本年度で12年目を迎えた。現在までに体操リーダー約100名を育成し、また、活動拠点も増加したことから習熟されてきたと思われる。  
○今後は、新規参加者の増加だけでなく、現在のリーダーに対するフォローアップなどの環境整備を行いリーダーの質の向上を検討していく必要がある。  
○他区と比較しても先進事業である本事業は、これまで以上に区内外への情報発信が必要であり、その方法を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、周知や普及を広げるため、関係機関との連携を図る。いきいきボランティアポイント制度への登録を目指す。	さまざまな関係機関と連携し、広報活動に尽力することができた。いきいきボランティアポイント制度の登録に向けて、リーダーとの調整を開始した。	いきいきボランティアポイント制度の登録を目指し、リーダーの参加意欲の向上を目指す。
②	荒川ばん座位体操フェスタの内容や時間について検討し更なる普及啓発を図る。	荒川ばん座位体操フェスタを2部制にして、新規の参加者募集に努めたが、既存の参加者が多い結果となった。	荒川ばん座位体操フェスタの内容、時間、開催目的等を見直し、普及啓発を図る。
③			

他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
	同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（健康推進課）
議会議事録（要旨）	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-52	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	一色	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-15-01	尾久生活実習所運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 59 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者						
内容	<p>面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡</p> <p>◇主要設備：本所＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室）</p> <p>◇事業内容：生活介護（定員 本所45名、分場19名）… 生活指導、生活援助、創作活動等 1グループあたり利用者6～12名（本所5グループ、分場2グループ） 職員は各グループ4～5名体制</p> <p>◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～30年度も継続。非課税世帯は減免あり。食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。</p>						
経過	<p>昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与）</p> <p>昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として）</p> <p>平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。</p> <p>平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施</p> <p>平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名。その後、定数増を行い、最終19名とする。</p> <p>平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降）</p> <p>平成19年：定員変更 本所39名 分場19名</p> <p>平成21年 4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。</p> <p>平成25年 4月：法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）</p> <p>平成29年 4月：定員変更 本所39名→44名</p> <p>平成31年 4月：定員変更 本所44名→45名</p>						
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定管理：荒川区社会福祉協議会（平成18年4月）平成21年4月、平成26年4月の更新後、平成31年4月（平成31年4月～令和6年3月）に更新。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用者定員（人）	60	63	63	64	66	本場45、分場19
	② 利用者数（人）	60	62	61	64	66	
③ 利用率（%）	100	98.4	96.8	100	100	利用者数/利用者定員	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取組、高齢者通所サービスセンターの再編に併せて、定員拡大機能の充実を図っていく。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		223,133	236,124	243,514	246,281	266,864	278,205	308,673
決算額（元年度は見込み）		220,457	234,388	231,719	237,188	258,942	263,782	308,673
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
施設定数（人）		58	58	58	60	63	63	64
通所者数（年度末）（人）		55	57	57	60	62	61	64
利用率（通所者数/定数）（%）		94.8	98.3	98.3	100	98.4	96.8	100

予算・決算の内訳

平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	249,725	役務費	防犯カメラ取り外し費用	18	委託料	人件費、管理費、事業費等	306,033
需用費	AEDパット	34	委託料	人件費、管理費、事業費等	261,207	使用料	通所バスリース料	1,670
需用費	自家用発電機修繕	5,703	使用料	通所バスリース料	2,557	備品購入費	拡張に伴う備品購入	970
使用料等	通所バスリース料	3,480						

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,132	1,722	▲ 410	地方税	0	0	0	
	物件費	253,240	263,782	10,542	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	5,702	0	▲ 5,702	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	7	1	▲ 6	
	減価償却費	22,983	20,484	▲ 2,499	その他	139,200	129,025	▲ 10,175	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	139,207	129,026	▲ 10,181	
	賞与・退職給与引当金繰入額	231	130	▲ 101	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 145,081	▲ 157,092	▲ 12,011	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 41	▲ 41	0	
	行政費用合計(b)	284,288	286,118	1,830	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 145,122	▲ 157,133	▲ 12,011	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 145,122	▲ 157,133	▲ 12,011		

備考 行政費用（物件費）の増は、主に通所バスの運行委託費の増加等に伴い指定管理料が増えたことによる。行政収入のうち、使用料及び手数料は本所地下ホール使用料であり、その他は介護給付費（生活介護）及び給食費を受入れている。

問題点・課題 ○卒業者の進路先の確保のため、人員配置等を考慮した上で定員の拡大を検討していく。  
○建物の管理においては、築25年目となることから、今後も計画的な修繕・改修を継続していく。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の高齢化や障がいの重度化対策として、身体機能を強化できる多様なプログラムを用意する。	スヌーズレンやボッチャ等のプログラムを充実させ、障がいの程度を問わず利用者が参加できる活動を増やした。	利用者の高齢化及び障がいの重度化対策として、身体機能等を強化できる多様なプログラムを用意する。
②	障がい者理解の促進のため、防災活動やイベントの実施を通して、利用者と地域社会との交流を深める。	施設公開だけではなく、施設外活動（例：さくら鑑賞会へのブースの出店等）を通して地域社会との交流を深めた。	障がいのある方への理解促進のため、引き続き防災活動やイベントの実施を通し、地域社会との交流を深める。
③			

他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） （生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区）港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所
-------	---

議会議事録（要旨） 平成29年度2月会議 「生活介護施設の増設と、尾久生活実習所分場の改修について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-53	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所 運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	安原	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（元年度）	01-15-02	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 48 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域で自立した生活を送れるようにする。</p> <p>【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域で自立した生活を送れるようにする。</p>						
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能の方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方</p>						
内容	<p>【施設概要】</p> <p>所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡</p> <p>主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】</p> <p>事業内容：生活介護（定員47名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で5クラス（職員は各クラス3～4名体制）</p> <p>利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。</p> <p>【荒川福祉作業所】</p> <p>事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。</p> <p>利用者負担：荒川生活実習所と同様</p>						
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行、定員拡大（荒川生活実習所：生活介護施設 27名→40名/荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設 48名→55名）</p> <p>平成29年 4月 荒川生活実習所の定員拡大（40名→42名）</p> <p>平成30年 4月 荒川生活実習所の定員拡大（42名→45名）</p> <p>平成31年 4月 荒川生活実習所の定員拡大（45名→47名）</p>						
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業生の受け皿として施設の運営、整備を図っている。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（H19.4～）平成29年4月更新（H29.4～R4.3）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 荒川生活実習所利用者出席率(%)	84.3	84.5	79.6	78.0	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
	② 荒川福祉作業所利用者出席率(%)	86.6	89.1	87.3	88.4	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
③ 荒川福祉作業所利用者工賃(平均月額)(円)	7,566	8,916	12,880	13,000	7,800		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	区立の通所施設として、引き続き円滑な事業運営に取り組む。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		211,374	214,779	219,051	234,231	251,210	271,139	300,360
決算額（元年度は見込み）		198,216	205,032	209,158	218,872	239,518	257,331	300,360
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
①荒川生活実習所利用者在籍者数（人）		35	35	37	40	42	45	47
②荒川福祉作業所利用者在籍者数（人）		44	41	41	43	42	43	42
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、運営費、事業費等	236,211	委託料	人件費、運営費、事業費等	254,115	委託料	人件費、管理費、事業費	296,538
使用料等	不動産賃借料	3,216	使用料等	不動産賃借料	3,216	委託料	倉庫撤去料	528
備品購入費	AED買替費	91				使用料等	不動産賃借料	3,276
						使用料等	AEDリース化全庁対応	18

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,777	3,368	1,591	地方税	0	0	0
	物件費	239,518	257,331	17,813	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	133,965	136,550	2,585
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	133,965	136,550	2,585
	賞与・退職給与引当金繰入額	193	254	61	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲107,523	▲124,403	▲16,880
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	241,488	260,953	19,465	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲107,523	▲124,403	▲16,880
特別費用(g)	1,884	0	▲1,884	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲1,884	0	1,884	当期収支差額(e)+(h)	▲109,407	▲124,403	▲14,996	

備考 行政費用のうち物件費は、指定管理委託料が多くを占めており、施設利用者が増えたことによる人件費の増やトイレ改修工事を行ったこと等により増となった。  
行政収入は、その他で介護給付費及び訓練等給付費と給食費を受入れている。

問題点・課題 荒川生活実習所  
○卒業者の進路先の確保のため、定員の拡大を実施してきたが、上限に近づいたため今後他の施設の受入状況を踏まえ、調整する必要がある。

荒川福祉作業所  
○工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓に取り組む。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、地域交流の機会創出に努める。	今年度よりボランティアの協力のもと、荒川生活実習所の利用者が制作した製品に「5CHA」とブランド名を付け販売を試みた。	引き続き、障がいのある方への理解を促進するためのイベントの実施やボランティア活動の拡大など地域交流の機会創出に努める。
②	引き続き、高い出席率での通所が可能な体制を整備していく。	利用者の健康維持について幅広い年齢層に対応した医療機関やグループホーム等と連携を図り、保護者面談や担当者会議を行った。	引き続き、高齢化や障がいの重度化対策として、プログラムの多様性に努め、健康的に長期間通所することが可能な体制を整備する。
③	引き続き、イベントへの出店を通じ自主生産品の周知に努め、受注の拡大につなげていく。	30年5月開催「あらかわふれ愛マーケット」に加え、同年12月開催「アラカワマルシェ」に出店を通じた自主生産製品周知を行った。	引き続き、イベントへの出店を通じた自主生産品の周知拡大に努め、受注の拡大につなげる。

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
未実施：台東区、千代田区	

議会議事録(要旨)	
-----------	--



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-54	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	前田	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-15-03	障害者福祉会館運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	9年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る。						
対象者等	障がい者及び区民全般						
内容	<p>【貸館業務】多目的ホール、会議室等の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室</p> <p>【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書等の閲覧、各種展示</p> <p>【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座</p> <p>【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練</p> <p>【特定相談支援事業】障がい者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けた利用計画の作成</p> <p>【施設概要】荒川区荒川2-57-8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00</li> <li>●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階</li> <li>●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始(12/29～1/3)</li> </ul> <p>【障害者福祉推進団体】77団体（平成31年3月31日現在）</p>						
経過	<p>平成9年8月 開設</p> <p>平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始</p> <p>平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大）</p> <p>平成14年8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度に移行</p> <p>平成21年4月 指定管理者更新（H21.4.1～H26.3.31）、情報バリアフリー化推進事業を統合</p> <p>平成26年3月 福祉避難所として指定</p> <p>平成26年4月 指定管理者公募による更新（H26.4.1～H31.3.31）、指定計画相談支援事業開始</p> <p>平成31年度 指定管理者更新（H31.4.1～R6.3.31）</p>						
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。						
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤3人（事務員・相談支援専門員兼務2人、相談支援専門員専任1人）、非常勤5人（うち相談支援専門員専任1人）、臨時1人</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 多目的ホール・会議室利用率(%)	63.4	65.7	67.4	68	65.0	利用件数/貸出可能コマ数
	② 障害者福祉推進団体登録数(団体)	73	79	77	85	85	
③ 計画相談支援事業(件)	849	886	846	850	800	平成26年度開始	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
継続	継続	現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		42,374	51,213	48,423	60,149	61,214	61,931	80,176
決算額（元年度は見込み）		42,149	42,002	44,200	59,198	59,969	60,515	80,176
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
会議室等利用（件）		3,631	3,190	3,839	3,302	3,420	3,507	3,600
会議室等利用者総数（人）		50,314	49,249	51,521	45,187	47,618	48,878	50,000
会議室等利用率（%）		61.4	61.3	61.6	63.4	65.7	67.4	68.0
施設利用者総数（人）		66,914	65,694	65,945	61,199	64,332	63,955	65,000

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費、管理費、事業費等	59,969	委託料	人件費、管理費、事業費等	60,515	需用費	A E D関係消耗品	87
						需用費	非常用発電機修繕	2,838
						需用費	多機能トイレ自動ドア修繕	2,640
						委託料	人件費、管理費、事業費等	74,611

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
費用	給与関係費	1,137	1,946	809	地方税	0	0	0
	物件費	59,969	60,515	546	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	908	976	68
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	283	198	▲ 85
	減価償却費	24,340	24,340	0	その他	15,033	14,248	▲ 785
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,224	15,422	▲ 802
	賞与・退職給与引当金繰入額	123	147	24	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 69,345	▲ 71,526	▲ 2,181
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	85,569	86,948	1,379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 69,345	▲ 71,526	▲ 2,181
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 69,345	▲ 71,526	▲ 2,181	

備考 行政費用のうち物件費は、指定管理委託料となっている。  
行政収入のうち、使用料及び手数料は会議室及び多目的ホール使用料であり、その他には、計画作成に伴う給付費と団体貸付による光熱水費等となっている。

問題点・課題  
○福祉避難所の設置及び運営方法等や避難確保計画の策定についての検討が必要である。  
○会議室、多目的ホールの稼働率が高いため、予約が取りづらい状況となっている。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、災害時等への備えにおける改善点や強化すべき点について、きめ細かくかつ迅速に対応していく。	指定管理施設職員と担当の区職員の合同で福祉避難所開設に係る勉強会を実施し、区地域防災計画、各避難所運営マニュアルの確認を行った。	合同勉強会を継続して開催し、区職員、指定管理施設職員双方で情報共有し、円滑な避難所開設、運営につなげる。
②	引き続き、事務改善などを行い計画相談の相談件数を維持しつつ、スムーズな支給決定に努める。	相談件数が増加傾向の中、相談支援専門員による相談者各々の状況に配慮したきめ細かな相談対応を継続して行った。	引き続き各相談者の状況に応じたサービスの支給につながるよう、きめ細かな相談対応を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
※運営団体、規模は各区によって異なる。 貸館業務実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区	

況 議会 平成26年度9月会議 「福祉避難所の支援体制」  
平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-55	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	谷本	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-15-04	精神障害者地域生活支援センター運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 14 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例、同施行規則等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	<p>【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー</p> <p>【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談</p> <p>【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供</p> <p>【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援</p> <p>【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成</p> <p>※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）</p>						
経過	<p>平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定</p> <p>平成13年 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。</p> <p>平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設</p> <p>平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始</p> <p>平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行</p> <p>平成20年 4月 福祉サービス事業開始</p> <p>平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更</p> <p>平成25年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始</p> <p>平成29年 7月 宮の前ふれあい館2階をアゼリアに拡張・利用開始</p>						
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）</p> <p>指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 来館者数（人）	7,552	7,803	7,519	7,800	8,260	
	② 支援プログラム参加者数（人）	4,202	4,258	4,044	4,300	5,200	
③ 相談件数（人）	25,560	24,330	25,371	26,000	36,650	面接相談＋電話相談＋訪問・同行	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	多様化する相談に対し、きめ細かな相談対応及びプログラムを充実させるため、必要な体制の整備を図る。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		34,895	39,117	40,620	42,197	54,385	56,066	60,026
決算額（元年度は見込み）		34,648	37,013	40,032	41,904	53,374	54,906	60,026
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
1日平均来館者数（人）		23	23	23	23	22	23	24
1回平均支援プログラム延べ参加者数（人）		7	6	7	8	8	8	9
1日平均相談件数（面接・電話計）（件）		42	56	68	72	70	73	78
新規登録者数（人）		145	128	220	125	125	108	150

予算・決算の内訳

平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	水道代	160	需用費	水道代	163	需用費	水道代	180
役務費	手数料	122	需用費	家屋等修繕	1,382	需用費	家屋等修繕	929
委託料	人件費、管理費、事業費等	52,774	委託料	人件費、管理費、事業費等	53,361	委託料	人件費、管理費、事業費等	58,899
備品購入費	エアコン	750				使用料及び賃借料	その他使用料及び賃借料	18

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,772	3,218	446	地方税	0	0	0
	物件費	53,374	53,524	150	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	1,382	1,382	都支出金	1,622	1,622	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	3,757	4,457	700
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,379	6,079	700
	賞与・退職給与引当金繰入額	301	243	▲ 58	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 51,068	▲ 52,288	▲ 1,220
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	56,447	58,367	1,920	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 51,068	▲ 52,288	▲ 1,220
特別費用(g)	883	0	▲ 883	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 883	0	883	当期収支差額(e)+(h)	▲ 51,951	▲ 52,288	▲ 337	

備考  
行政費用のうち維持補修費の増は、階段昇降機修繕を行ったため家屋等修繕費が増えたことによる。行政収入は、その他で特定相談事業による給付費と喫茶コーナーの電気料金を受入れている。

問題点・課題  
当センターの特長であるプログラムを主体とした利用者支援については、利用者の病状や特性の多様化にあわせた支援を行うため、実施体制を確保していく必要がある。  
相談件数が増加傾向にあり、より多くの要支援者に対し早期に支援を行える体制を整備するため、28年度に電話相談の実施方法を見直す等の対策を講じている。今後も精神障害者相談支援事業所等と相互に連携を図る等の対応が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	プログラム見直しや改善、来館者対応の充実等、利用者の満足度に努めていく。	利用者 と 接 する 中 で 得 た 意 見 の 他、利用者ミーティング（年3回）・アンケートを実施し、利用者の声の把握に努め、各事業に反映させた。	来館者の満足度向上を図るため、利用者ミーティング・アンケート等により利用者の意見を把握し、各事業や施設運営に反映させる。
②	引き続き、利用者の症状や多様化等に合わせたプログラムを展開していく。	利用者の声を参考にプログラムの見直しを図り（ものづくりからレザークラフトへ変更）、参加者が倍増した。	引き続き、利用者の症状や特性、生活習慣等の傾向やニーズの把握に努め、様々なプログラムの展開を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問状況  
平成27年度2月会議 「アゼリア相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」  
平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」  
平成27年予特 「精神障がい者の相談体制の充実・施設の拡充について」  
平成28年度9月会議 「精神障害者地域生活支援センターの早期増設について」  
平成29年度6月会議 「精神障害者地域生活支援センターの増設について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-56	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者グループホーム等施設整備事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	佐藤	内線	2681			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	---							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	29年度	根拠	障害者グループホーム等施設整備費等補助金交付要綱・要領				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	親なき後支援の一環の取り組みとして、事業者が区有地を活用して実施する障害者グループホーム等の施設整備等に要する経費の一部を、荒川区（以下「区」という。）が補助し、障害者グループホーム等の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障害者の地域生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。							
対象者等	区有地を活用し、障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者（平成29年度及び30年度については、公募により選定された東日暮里二丁目障害者グループホームの整備・運営事業者を対象とする）							
内容	<p>障がい者グループホーム等の施設の新設に当たっては、土地の取得や建築費等、多額の費用を要するが、施設整備に係る国及び都の補助制度は十分とは言えず、事業者が区内で新たなグループホーム等を建設するのは難しい状況にある。</p> <p>この状況を打開するため、下記のとおり区有地を活用したグループホーム等の新設に係る区独自の補助金を創設し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保する。</p> <p>&lt;補助制度の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象経費：障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者が負担する、施設整備費用及び設備整備費用（法人自主事業に係る部分は除く）</li> <li>○補助単価：321,000円/㎡</li> <li>○補助率：共同生活援助部分 7/8 ※国・都補助額控除後の残額を対象とする 区委託事業部分 10/10</li> </ul>							
経過	平成27年度	区から国・都に対し、建設費の補助上限額を引き上げることを要望 区議会から厚生労働大臣に補助金拡充の要望書提出						
	平成28年度	再度、区から国・都に対し、建設費の補助上限額引き上げを要望するとともに、区の独自補助制度について検討 東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備事業者公募に際し、選定委員会委員からも補助金の創設を検討すべきとの意見があり、区として29年度からの補助実施を行うこととした。						
	平成29年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム整備事業者選定						
	平成30年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム用地貸付、補助要綱制定、整備開始 補助執行し、グループホームは12月に開所した（名称：グループホームひぐらし）						
必要性	民間事業者による障がい者グループホーム等の建設を促進し、障がい者の生活の場を確保するとともに、施設の安定した運営を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> 2直営 <input type="radio"/> 3直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助】施設の整備について、事業者に対し区の補助制度を適用する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	-						
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
休止・完了	休止・完了	グループホームひぐらしの整備後は、利用者ニーズ及び適地確保等が整うまで、本事業は休止とする。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額				-	-	43,409	76,540	-
決算額（元年度は見込み）				-	-	0	76,540	-
実績の推移	事項名（元年度は見込み）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	整備進捗率（東日暮里二丁目GH）						100%	-
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	建設費補助	0	負担金補助	建設費補助	76,540			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	2,843	3,218	375	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,273	0	▲ 3,273
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,273	0	▲ 3,273
	賞与・退職給与引当金繰入額	309	243	▲ 66	行政収支差額(a)-(b)=(c)	121	▲ 80,001	▲ 80,122
	その他行政費用	0	76,540	76,540	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,152	80,001	76,849	通常収支差額(c)+(d)=(e)	121	▲ 80,001	▲ 80,122
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	121	▲ 80,001	▲ 80,122

備考 行政費用のうちその他行政費用は、29年度に支払予定だったグループホームの建設スケジュールが遅れたため、30年度支出となった建設費補助金である。  
行政収入は、障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○グループホームひぐらしの整備が完了したので、利用者ニーズ及び適地確保等が整うまで、本事業は休止となる。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	30年度分の補助を執行するとともに、開設に向けて事業者と十分な調整を図る。	補助を執行し、グループホームを12月に開所した。	引き続き適地の検討等続ける。
②			
③			

他区の実況 (実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)

況 議会 平成28年度 9月会議 「グループホームの整備について」  
平成28年度 11月会議 「障がい者施設に関する支援について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-57	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	萩原	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 20 年度	根拠	協定書、荒川区障害者地域生活支援事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	社会福祉法人 すかい							
内容	1 施設概要	○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡ ○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月						
	2 事業内容	(1) 運営費補助（補助事業） 看護師等人件費：年額25,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円 短期入所居室経費：年額4,500,000円（1居室分）※2居室分が上限 (2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～20時 定員：15人 施設入浴 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、登録者の予約制 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制						
経過	平成20年度	用地取得						
	平成21年度	事業者公募・選定・決定、協定締結						
	平成22年度	施設設計、計画通知、各種調整、建設工事						
	平成23年度	建設工事・竣工						
	平成24年度	開設						
	平成26年度	グループホーム利用予定者審査会実施						
	平成27年度	グループホーム利用者の入替え						
	平成29年度	ピアホーム西日暮里が平成28年度末で廃止となることに伴い、後継となるグループホームが開設されるまでの間、代替して緊急一時保護事業を実施する。						
	平成30年度	グループホームひぐらしが開設したため、10月で緊急一時保護事業を終了した。						
	※緊急一時保護事業については別シートに記載。							
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。							
実施方法	（3委託）		（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）					
	施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	短期入所利用率（%）	91.2	79.6	75.3	80	80	利用回数／（365日×12床）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		137,944	134,074	129,119	132,471	137,107	133,410	135,566
決算額（元年度は見込み）		118,903	120,352	120,919	120,135	123,713	121,032	135,566
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
共同生活介護事業在籍者数（人）		18	18	18	18	18	15	18
短期入所事業利用回数（回）		3,051	3,059	3,046	3,996	3,485	3,299	3,600
地域活動支援センター事業実施回数（回）		147	246	450	363	311	426	450
日中一時支援事業実施回数（回）		1,383	1,632	1,569	1,603	1,956	2,395	2,500
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援委託	80,627	委託料	地域生活支援委託	80,562	委託料	地域生活支援委託	88,366
委託料	緊急一時保護委託	3,504	負担金補助等	運営費補助	40,470	負担金補助等	運営費補助	47,200
	※平成30年度からはコード080559							
	障害者緊急一時保護事業のシートを新設							
負担金補助等	運営費補助	39,582						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額
	給与関係費	1,564	1,497	▲ 67	地方税	0	0
	物件費	84,131	80,562	▲ 3,569	国庫支出金	12,195	13,801
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,098	6,877
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	39,582	40,470	888	使用料及び手数料	33	33
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,326	20,711
	賞与・退職給与引当金繰入額	170	113	▲ 57	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 107,121	▲ 101,931
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	125,447	122,642	▲ 2,805	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 107,121	▲ 101,931
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 107,121	▲ 101,931

備考 行政費用のうちの物件費の減は、30年度に新たな緊急一時施設が整備されたので、緊急一時保護委託料を障害者緊急一時保護事業費に組換えたことによる。行政収入は、各支出金で地域生活支援事業費補助金（国・都）、使用料及び手数料で土地賃貸借量（電柱）を受入れている。

問題点・課題 ○スクラムは3年の通過型グループホームであるが、利用実績が落ちているため、期限延長や期限撤廃などを検討し、利用実績を増やす必要がある。  
○地域活動支援センター事業の利用率向上に向け、周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き広報誌やチラシ、連絡会や研修により入居者募集を行っていく。	新規入居者募集のため、広報誌等で周知を行った。	期限延長等について、スクラムと検討を重ねる。新規入居者の募集に際しては、引き続き、周知を行っていく。
②	引き続き、利用率の向上に向け、相談支援事業者連絡会や研修により広報活動を行っていく。	地域生活支援センター事業の利用率の向上に向け、スクラムと検討を行った。	今後も、地域生活支援センター事業の利用率向上に向けて、広報活動等を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
他区の実況	他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿（精神障がい者対象の複合施設）

議会議決要旨	平成21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」 平成27年予特 「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」
--------	---



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-58	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	萩原	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	27年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	精神障がい者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障がい者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等						
内容	<p>(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）</li> <li>②社会資源を活用するための支援</li> <li>③社会生活力を高めるための支援</li> <li>④権利擁護のために必要な援助</li> <li>⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介</li> <li>⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること</li> </ul> <p>(2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。</p>						
経過	<p>平成26年 報償費・需用費（委員会経費）、委託料の予算案を決定。</p> <p>平成27年 選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定。</p> <p>平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設。</p>						
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>委託先 一般社団法人ソラティオ</p>						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み	
	①	利用総延べ件数（件）	1,830	2,530	2,130	2,400	2,550 ※27年度は2ヵ月分
	②	利用実人数（人）	285	256	208	250	395
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進するために、今後も関係機関と連携し、中心的な役割を担っていく。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		-	0	19,591	24,631	24,933	25,021	24,404
決算額（元年度は見込み）		-	0	6,448	24,631	24,752	24,340	24,404
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
利用総延べ件数（件）				121	1,830	2,530	2,130	2,400
利用実人数（人）				58	285	256	208	250
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	診断謝礼	40	報償費	診断謝礼	40	報償費	診断謝礼	218
需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	2
委託料	運営費	24,712	委託料	運営費	24,300	委託料	運営費	24,184

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,421	1,871	450	地方税	0	0	0	
	物件費	24,713	24,300	▲ 413	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	40	40	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	154	141	▲ 13	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,328	▲ 26,352	▲ 24	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	26,328	26,352	24	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,328	▲ 26,352	▲ 24	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 26,328	▲ 26,352	▲ 24		

備考 行政費用のうち物件費は、法人への相談業務委託料が占めている。

問題点・課題 ○区及び区立精神障害者地域生活支援センターや地域の関係機関と連携の上、精神障がい者の相談支援体制を確立し、連携強化を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も関係機関と協力し、精神障害者の相談支援体制を整備していく。	事業者と、適宜連絡調整を行い、円滑な事業運営に努めた。	今後も、事業者や関係機関との連携を図り、精神障がい者の相談支援体制を強化していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問状(要旨)	平成27年度2月会議 「アゼリアでの相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成27年予特 「精神障がい者相談施設の充実等対応について」 平成29年度6月会議 「区民の精神障がいへの理解促進及び、相談窓口の拡充について」
-----------	---

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-59	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障害者緊急一時保護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	時田	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-16-03	障害者緊急一時保護事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input checked="" type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	29年度	根拠	荒川区障害者緊急一時保護事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者が、介護者又は家族の事情により一時的に家庭で介護を受けることが困難となった場合に、施設において介護者に代わる者が介護を行うことにより、心身障害者及びその家族の福祉の増進を図る。							
対象者等	在宅で就学年齢以上の、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳の所持者							
内容	<p>在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に、介護者に代わり介護を行う。利用には事前登録が必要。（学校・障がい者団体行事等については利用可、個人的活動は不可）</p> <p>【事業実施施設】</p> <p>○スクラムあらかわ（荒川区町屋6-28-13）（事業は終了）</p> <p>※グループホームひぐらし開設前まで。日帰り利用のみ（宿泊は短期入所）</p> <p>定員：1人 利用日数：制限なし（ただし、レスパイトの場合は同一年度内3日以内）</p> <p>利用料：食費のみ実費負担（料金は施設の規定による）</p> <p>○グループホームひぐらし（荒川区東日暮里2-45-12）</p> <p>※平成30年12月より開始。日帰り利用・宿泊とも受入</p> <p>定員：1人 利用期間：1回につき3日以内（レスパイト等での利用の場合は年度内2回の制限あり）</p> <p>利用料：無料（食費は自己負担：朝300円、昼400円、夜600円）</p>							
経過	平成29年4月	指定管理の一環として緊急一時保護事業を行っていた荒川区立障害者グループホームの廃止に伴い、後継となる（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム開設までの間、スクラムあらかわにて緊急一時保護事業を開始						
	平成30年12月	グループホームひぐらしが開設したため、スクラムあらかわで実施していた緊急一時保護事業をグループホームひぐらしにて開始						
必要性	緊急時の受入れ機能は、地域生活支援拠点が備えるべき機能の1つであり、在宅の障がい者が地域での生活を継続していくために必要不可欠である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 社会福祉法人すかい ※平成29年4月～（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム開設まで 一般社団法人オフィスサブライ ※（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム開設後							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	緊急一時保護延べ利用者数（人）		0	1	30	50	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	在宅の障がい者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点機能の中核となるグループホームひぐらしにおいて、緊急時の受入れ機能を担っていく。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
予算額						-	2,903	4,600	
決算額（元年度は見込み）						-	2,524	4,600	
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
事項名（元年度は見込み）									
緊急一時保護登録者数（人）		-	-	-	-	0	1	30	
緊急一時保護延べ利用者数（人）		-	-	-	-	0	0	2	
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）			平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）		節	主な事項	金額（千円）			
	平成29年度は			委託料	緊急一時保護委託	2,524	委託料	緊急一時保護委託	4,600
	スクラムあらかわで実施コード080557								
	スクラムあらかわ運営等事業の分析シートに決算額を記載								

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	711	2,025	1,314	地方税			0	
	物件費		2,524		国庫支出金			0	
	維持補修費		0		都支出金			0	
	扶助費		0		分担金及び負担金			0	
	補助費等		0		使用料及び手数料			0	
	減価償却費		0		その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	153	76	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 788	▲ 4,702	▲ 1,390	
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	788	4,702	1,390	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 788	▲ 4,702	▲ 1,390	
	特別費用(g)		0		特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 788	▲ 4,702	▲ 1,390	

備考 行政費用のうち物件費は、30年度に新たな緊急一時保護施設（グループホームひぐらし）が整備されたので、スクラムあらかわ運営等事業の委託料（緊急一時保護委託分）を組換えし、グループホームひぐらし分とあわせて支出している。

問題点・課題 ○スクラムあらかわでは日帰りのみの実施であったが、グループホームひぐらしでは、緊急一時保護事業として日帰り・宿泊とも受入れを行い、利用形態が広がるため、対象者に対して改めて周知を行う必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホームひぐらしの開設に向け、運営事業者との調整・引継や対象者への周知等を確実にを行う。	グループホームひぐらしの開設に伴い、事業者との調整等を行った。併せてチラシを作成し、周知を図った。	登録者や利用が増えるよう、周知等を行う。
②	事業実施施設の変更に伴う当該部分の要綱改正を行う。	事業実施施設の変更に伴う当該部分の要綱改正を行った。	-
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-60	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	星野	内線	2688			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者の社会復帰と援助するために障がい福祉サービス等の相談、訪問等を行う。							
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数5,000人）その家族、関係者。							
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 相談 障がい福祉サービス等について 保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時）</p> <p>2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意（医療保護入院）</p> <p>3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p> <p>4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）</p>							
経過	<p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託</p> <p>平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管</p> <p>平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた</p> <p>平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報 精神保健福祉法一部改正に伴う医療保護入院 保護者制度の廃止→家族等の同意</p> <p>平成28年度 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川区保健所健康推進課へ移管</p>							
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	精神科医師・臨床心理士相談者（延べ人数）（人）	-	-	-	-	-	平成28年度より荒川保健所健康推進課に事務移管
	②	保健師による相談者（延べ人数）（人）＜訪問・面接・電話相談＞	2,478	2,759	2,176	2,000	2,000	平成28年度より福祉サービス利用相談を中心
③	家族教室参加者（延べ人数）（人）	-	-	-	-	-	平成28年度より荒川保健所健康推進課に事務移管	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度	現状の規模で実施する。						
継続	継続							

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	2,499	2,479	2,498	371	9,777	9,920	9,928
決算額 (元年度は見込み)	2,469	2,443	2,395	340	9,725	9,678	9,928
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名 (元年度は見込み)							
区長同意・解除 (人)	75	27	20	28	28	36	36
警察官23条通報 (件)	43	47	55	58	43	37	37
相談者数 (精神科医・臨床心理士) (人)	196	261	251	—	—	—	—
ホームヘルプ講座参加者 (延べ人数) (人)	140	131	53	97	46	27	30

予算・決算の内訳								
平成29年度 (決算)			平成30年度 (決算)			令和元年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講演会講師等謝礼	102	報償費	講演会講師等謝礼	84	報償費	講演会講師等謝礼	125
需用費	消耗品等	137	需用費	消耗品等	140	需用費	消耗品等	162
役務費	保険料・電話料	33	役務費	保険料・電話料	33	役務費	保険料・電話料	44
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	24
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120
報酬	非常勤職員報酬	8,147	報酬	非常勤職員報酬	8,077	報酬	非常勤職員報酬	8,228
共済費	社会保険料 (非常勤)	1,165	共済費・旅費	社会保険料・旅費 (非常勤)	1,203	共済費・旅費	社会保険料・旅費 (非常勤)	1,225

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	11,723	11,755	32	地方税	0	0	0	
	物件費	182	195	13	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,611	4,763	1,152	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	231	213	▲ 18	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	1	0	▲ 1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	3,612	4,763	1,151	
	賞与・退職給与引当金繰入額	262	188	▲ 74	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 8,786	▲ 7,588	1,198	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	12,398	12,351	▲ 47	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 8,786	▲ 7,588	1,198	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 8,786	▲ 7,588	1,198		

備考 行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助、難病医療費助成に係る事務費交付金、小児精神病棟医療費助成に係る事務費交付金等を受入れており、自立支援医療費 (精神通院) 等の事務処理件数増による都支出金が増えている。

問題点・課題 ○事務移管により区民からの相談窓口が健康推進課となりわかり易くなったが、障害者福祉サービスについては新規と更新で相談の担当課が分かれており、継続して調整していく必要がある。  
○健康推進課で対応している精神障がい者の個別対応から把握される問題や、地域課題を企画・政策に反映できるように連携を図っていく。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	健康推進課の個別対応に伴うサービス利用や法改正について、相談を受けながら連携を図る。	サービス利用手続きについては、健康推進課との連携が定着してきており、利用者が増加している。	継続して健康推進課と協議・連携を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
-------	-----------	----------	----------

議会要旨	平成27年度11月会議 平成29年度 6月会議	「引きこもり対策について (実態調査の実施・総合支援)」 「精神障がい者に対する理解の促進について」
------	----------------------------	---

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-61	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	与儀	内線	2378			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	5	年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体を構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。							
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者が参加する。							
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 <30年度>精神保健福祉連絡協議会は「自殺対策関連事業の現状と課題について」を実施した。 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、精神保健福祉の最新情報・事例検討・施設紹介などの情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざしている。 <30年度>LGBTの理解とメンタルヘルス、精神障がい者の障害年金、成年後見、自殺対策Q&Aのテーマで実施した。							
経過	平成8年度	酒害相談を開始し、関係機関のネットワークを構築するため、酒害相談関係機関連絡会を開始した。						
	平成11年度	東京都から薬物相談関係機関強化のためのモデル事業の委託を受け、薬物相談関係機関連絡会を発足させた。						
	平成15年度	薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会として開始した。						
	平成17年度	薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施している。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。						
	平成29年度	精神保健福祉連絡協議会の運営要領を一部改正した。						
必要性	精神保健福祉に関する、医療・保健・福祉・介護・当事者・司法等が精神保健福祉の最新情報情報の提供、学習会、施設紹介を通して、関係機関相互の連携を円滑に進めることができる。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 1連協の委員任期 平成29年4月～平成32年3月 年間1回の実施 2ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関、関係機関への実務担当者の参加を呼びかけている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	精神保健福祉ネットワーク会議参加者数（人）	226	230	223	240	240	
	②	精神保健福祉ネットワーク会議参加団体数（団体）	60	62	64	64	66	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		177	179	202	193	189	189	189
決算額（元年度は見込み）		127	106	106	108	151	151	189
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
連絡協議会開催（回）		1	1	1	1	1	1	1
ネットワーク会議（回）		4	4	4	4	4	4	4
ネットワーク会議参加者（人）		201	164	173	226	230	223	240
参加団体数（団体）		52	56	58	60	62	64	64
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部委員・講師謝礼	148	報償費	外部委員・講師謝礼	148	報償費	外部委員・講師謝礼	174
需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	9
使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	6

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		1,045	980	▲ 65		地方税			0	0
物件費		3	3	0	国庫支出金			0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金			0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金			0	0	0	
補助費等		148	148	0	使用料及び手数料			0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他			0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)			0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		113	74	▲ 39	行政収支差額(a)-(b)=(c)			▲ 1,309	▲ 1,205	104	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)			0	0	0	
行政費用合計(b)		1,309	1,205	▲ 104	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 1,309	▲ 1,205	104	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 1,309	▲ 1,205	104	

備考

行政費用については、精神連絡会及びネットワーク会議の開催規模が横ばいなため、横ばいとなっている。

問題点・課題

○精神障がい者に対し、精神保健福祉に関する行政と関係機関相互の連携した支援を円滑に遂行できるようネットワーク会議を実施している。参加者は医療・保健・福祉・介護・当事者・司法・NPOなど年々団体数が増加しており、精神保健福祉の実務担当者にとって情報交換と関係機関相互の学び合いの場となっている。

○精神保健福祉制度の変更や国の動向を鑑み、地域における課題に対して、関係機関に情報を提供するとともに、参加者の意見を反映したネットワーク会議を実施する。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神保健福祉法の改正や新規制度や社会的に問題になっている課題を取り上げ、関係者への周知の機会とする。	精神保健福祉法の改正がなかったため、自殺計画策定に向けて関係者からの意見を求める内容で検討した。	精神保健福祉の分野で新規に活動を開始した関係機関にも、参加を促し、精神保健福祉の向上を図り、地域づくりを推進する。
②	精神保健福祉分野で先進的な取り組みをしている専門家に、情報提供及び講演を依頼する。	精神障がい者の障害年金、成年後見、LGBT、自殺対策等についてをテーマに実施し、日常業務に実際に役立つ内容となった。	精神保健福祉の新しい動向を捉え、参加機関の先駆的な取組を把握し、地域のネットワークづくりを推進する。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-62	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自殺予防対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	与儀	内線	2378		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-17-03	自殺予防事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	19年度	根拠	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。						
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員						
内容	<p>1 普及啓発活動</p> <p>①荒川区自殺予防事業手引き・こころと命のカード・bondカード・ポケットティッシュを配布</p> <p>②区民及び関係者向け講演会の開催</p> <p>③関係各課が実施するイベントやゆいの森・図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施</p> <p>2 人材養成</p> <p>ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施</p> <p>3 関係機関との連携は実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催</p> <p>4 自殺未遂者への支援</p> <p>日本医科大学・東京女子医大東医療センター・NPO法人等と連携し自殺未遂者の支援を実施</p> <p>5 若年世代の自殺予防相談事業を実施</p> <p>6 荒川区自殺対策計画は平成31年度に策定予定</p>						
経過	<p>平成18年10月 自殺対策基本法成立</p> <p>平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催</p> <p>平成22年度 全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施</p> <p>日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始</p> <p>平成23年度 自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施</p> <p>平成24年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表</p> <p>平成26年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始</p> <p>平成28年4月 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業）</p> <p>平成29年7月 自殺対策基本法の改正により、自殺対策市区町村計画の策定の義務化</p> <p>自殺対策大綱の策定</p>						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。						
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>ただし、若年世代の自殺予防相談事業については、平成26年度よりNPO法人bond Projectに委託。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 自殺関連相談（件）	158	120	100	100	130	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	② 自殺者（人）	27	45	31	30	28	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
③ ゲートキーパー研修受講者（人）	399	512	421	430	450	区及び関係機関職員・区民団体からの依頼による研修の受講者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	平成30年度から計画策定準備に着手しており、遅くとも平成31年度中には策定し、今後計画に基づいた取組を順次行っていく。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		1,681	5,143	4,639	4,149	4,185	6,295	4,821
決算額（元年度は見込み）		1,128	4,771	3,978	4,016	4,070	5,684	4,821
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
うつ病セミナー参加者（人）		-	-	-	-	-	-	-
ゲートキーパー研修会参加者（人）		550	304	494	399	512	421	430
多分野合同研修参加者（人）		-	-	-	-	-	-	-
自殺予防講演会参加者数（人）		94	135	76	47	78	53	80
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	384	報償費	講師謝礼	419	報償費	講師謝礼	860
需用費	印刷製本・消耗品	210	需用費	印刷製本・消耗品	326	需用費	印刷製本・消耗品	315
委託料	若年者の自殺予防対策等	3,476	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,524	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,616
			委託料	自殺対策計画策定支援	1,369	使用料等	会場使用料	30
			使用料等	会場使用料	46			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,613	2,342	▲ 271	地方税	0	0	0	
	物件費	3,686	5,265	1,579	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,613	3,634	1,021	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	384	419	35	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,613	3,634	1,021	
	賞与・退職給与引当金繰入額	284	177	▲ 107	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,354	▲ 4,569	▲ 215	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,967	8,203	1,236	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,354	▲ 4,569	▲ 215	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,354	▲ 4,569	▲ 215	

備考 行政費用のうち物件費の増は、平成31年度に策定する荒川区自殺対策計画に伴う支援委託料（1,268千円）及び会議の際の会場使用料（46千円）等を支出したことによる。  
行政収入は、都から地域自殺対策緊急強化基金を受入れている。

問題点・課題  
○全国の自殺者数は減少しているが、区においては平成30年の自殺者数は29年の45人から31人に減少しているが、若年者の自殺者は横ばい状態が続いている。  
○医療機関や関係機関との連携体制が進展し、自殺未遂者の支援依頼が入るようになり、健康推進課・仕事生活サポートデスク等と連携して支援している。  
○自殺対策基本法の改正により、31年度に区の自殺対策計画を策定する。また、児童生徒を対象とした「SOSの出し方教室」が課題である。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一般区民や、これまでに連携していなかった区民団体と連携したゲートキーパー研修に取り組む。	関係団体からゲートキーパー研修の依頼があり対応した。また、一般区民の研修参加者があった。	自殺対策に関わる会議等でPRに努め、関係団体からの依頼によるゲートキーパー研修の周知に努める。
②	教育センターと連携し、「SOSの出し方教室」の実現に向け、取り組みを行う。	「SOSの出し方教室」については、実施についての具体案の検討には至らなかった。	区の自殺対策計画に「SOSの出し方教室」の実施を位置付けることで、教育センターと連携し、教室の開催を検討する。
③	自殺対策は、関係機関及び区民のニーズを把握した上で、荒川区独自の自殺対策計画を策定する。	自殺予防実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会・精神保健福祉ネットワーク会議で自殺対策計画に関する意見を聞く場となった。	31年度に区の自殺対策計画を策定し、計画に基づいて、啓発・人材育成・ネットワークを強化し、地域づくりを行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)状況	平成22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 平成22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」 平成28年度2月会議 「心のケア対策（大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策）について」 平成29年2月会議 「精神疾患の地域連携の推進と自殺予防対策の強化について」
----------	---

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-63	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-18-01	就労支援センター運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 15 年度	根拠	障害者就労支援事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）						
内容	・支援内容 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・平成30年度（3月末現在） 登録者数 518人（身体 72人、知的 275人、精神 169人、他 2人） 新規就労実績 51人（身体 8人、知的 24人、精神 19人） 継続就労者数 249人（身体 37人、知的 155人、精神 56人、他 1人）						
経過	平成15年 6月 先進自治体の調査を開始 平成15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 平成15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 平成15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 平成15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） 平成19年度 都補助金が財調参入 平成23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置 平成25年12月 長期勤続者表彰制度開始（年1回実施）						
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤3名 非常勤1名 ・荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置名称「荒川区障害者就労支援センター」（じょぶ・あらかわ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①登録者数（人）	465	479	518	530	600	
	②新規就職者数（人）	35	46	51	55	40	
③就労継続者数（人）	243	243	249	253	300		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	障がい者の就労に向けて安定した施設運営を支援する。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		21,841	22,693	22,970	23,600	24,087	26,177	26,632
決算額（元年度は見込み）		21,819	22,693	22,970	23,600	22,718	25,240	26,632
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
登録者（人）		363	405	417	465	479	518	530
新規就職者数（人）		28	28	28	35	46	51	55
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務費	22,718	委託料	事業費・事務費	25,240	委託料	事業費・事務費	26,632

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	711	1,123	412	地方税	0	0	0
	物件費	22,718	25,240	2,522	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	965	965	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	965	965	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	85	8	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,541	▲ 25,483	▲ 2,942
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	23,506	26,448	2,942	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,541	▲ 25,483	▲ 2,942
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,541	▲ 25,483	▲ 2,942	

備考 行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めており、委託職員数が変更になったため増となった。行政収入は、業務委託料のうち人件費の一部について、障害者施策推進包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○「じょぶ・あらかわ」の登録者は増加傾向（特に精神障がい者や発達障がい者の登録が増加）にあり、登録者個々の状況や障がい特性などに合わせた対応が必要である。  
○就労継続者数が増加しており、今後も職場定着に向け、対応や支援を継続して行っていく。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労支援ネットワークをより強固なものにし、就労後の定着率を高める。	就労支援ネットワークを強化し、就労後の定着率の向上に努めた。	障害者就労支援センターを軸に、就労後の更なる定着率向上に努める。
②	継続して、障害者就労支援センターを主軸に関係機関やハローワーク等と連携し、情報交換や意見交換を行っていく。	障害者就労支援センターを主軸に、関係機関やハローワーク等と連携し、就労促進に努めた。	就労を希望する方たちが、仕事を持ち、自立した生活ができるよう、生活支援や就労支援を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」  
平成29年度2月会議 「障がい者雇用に関するノウハウ等を事業者へ情報発信する取り組みを積極的に行っているのか」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-64	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	菅谷	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 18 年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。						
対象者等	①障がい者を雇用している法人等 ②就労を希望する障がい者 ③区内の特例子会社						
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労講習】清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、パソコン講習、事務補助講習を実施。 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、原則3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する。 ②障がい者雇用支援補助：他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。 【対象経費】店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等。 【補助率】1/2【補助金上限額】障がい者雇用（新規）一人あたり … 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり … 年額100,000円 ③特例子会社支援：クリナップハートフル(株)に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始（以降毎年改定）						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 訓練受講者数（人）	26	31	19	20	25	
	② 特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		10,294	10,347	9,867	9,883	9,743	9,875	10,286
決算額（元年度は見込み）		8,292	9,120	8,964	8,290	8,341	7,794	10,286
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
手話通訳者派遣（回）		3	0	0	0	0	0	0
補助対象事業者（法人）		0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	21	需用費	消耗品	21	需用費	消耗品	29
役務費	インターネット使用料等	67	報償費	講師謝礼	276	役務費	インターネット使用料等	69
委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,253	役務費	インターネット使用料等	1,055	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	10,188
			委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	6,442			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,066	1,871	805	地方税	0	0	0	
	物件費	8,341	7,518	▲ 823	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,676	4,598	▲ 78	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	276	276	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,676	4,598	▲ 78	
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	141	25	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,847	▲ 5,208	▲ 361	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	9,523	9,806	283	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,847	▲ 5,208	▲ 361	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,847	▲ 5,208	▲ 361		

備考 行政費用のうち物件費の減は、事務補助訓練の実施形態が業務委託から講師へ変更となり、委託料が減ったことによる。これにより講師謝礼として報償費が生じたため、補助費等が増となった。  
行政収入は、障害者施策推進包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○平成30年度に19名が障がい者就労講習を利用して訓練し、このうち3名が就労に繋がった。今後も利用者の就労や社会参加に繋がる様、関係機関等と一層連携を行っていく。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、就労訓練や講習で習得した技能等を活かせる就労に向け、支援機関や関係機関が連携を図り就労を推進する。	支援機関や関係機関等が連携し、障がい者の就労促進に努めた。	支援機関や関係機関等と連携し、対象者個々のニーズに合った就労支援を行うよう努める。
②	引き続き障害者就労支援センターや支援機関等と連携し、就労講習に係る周知を積極的に行い、就労促進に繋げる。	支援機関と連携し、講習の周知を行った。	支援機関と連携し、就労支援講習等の周知に努め、障がい者の就労促進を図る。
③			

他区の実況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
	実施：新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、足立区、江戸川区
議会質問状(要旨)	平成27年度6月会議 「障害者雇用と長期勤続表彰について(障害者の就労支援への区の見解・長期勤続表彰の事業継続)」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-65	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	菅谷	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	21年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。							
対象者等	区内作業所（16カ所） 内訳：知的3カ所・身体及び知的1カ所・精神9カ所・知的及び精神2件・3障害1カ所							
内容	<p><b>【概要】</b>                  現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p><b>【業務内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所に仕事を発注する企業等の開拓</li> <li>・自主製品の開発及び販路の拡大</li> <li>・作業所経営ネットワーク支援会議の開催</li> <li>・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握</li> <li>・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布</li> </ul>							
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度 平成26年度 就労支援施設経営研修実施 平成27年度 就労支援施設経営研修実施 平成28年度 就労支援施設経営研修実施 平成29年度 就労支援施設経営研修実施 平成30年度 就労支援施設経営研修実施							
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)		
	①	区内作業所の平均月額工賃(円)	13,523	13,205	13,615	13,700	14,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		8,709	5,795	6,066	5,619	6,045	6,211	6,152
決算額（元年度は見込み）		8,581	5,551	5,906	4,457	5,949	5,927	6,152
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
区内作業所の平均月額工賃（円）		12,372	11,814	12,449	13,523	13,205	13,615	13,700

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤2名	4,669	報酬	非常勤2名	4,668	報酬	非常勤2名	4,674
共済費	共済費	668	共済費	共済費	660	共済費	共済費	660
報償費	講師謝礼	78	旅費	発注企業開拓	6	報償費	講師謝礼	78
旅費	発注企業開拓	8	需用費	消耗品	52	旅費	発注企業開拓	28
需用費	消耗品	27	役務費	講師謝礼	77	需用費	消耗品	10
委託料	ネットワークセミナー業務委託	499	委託料	ネットワークセミナー業務委託	464	委託料	ネットワークセミナー業務委託	699
						使用料	使用料	3

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	6,403	6,825	422	地方税	0	0	0
	物件費	535	599	64	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,897	2,692	▲ 205
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	78	0	▲ 78	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,897	2,692	▲ 205
	賞与・退職給与引当金繰入額	116	113	▲ 3	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,235	▲ 4,845	▲ 610
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,132	7,537	405	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,235	▲ 4,845	▲ 610
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,235	▲ 4,845	▲ 610

備考 行政費用のうち補助費等の減は、事業者向け障がい者雇用促進セミナーの実施形態が講師謝礼から派遣形式へ変更となり報償費が減ったことによる。  
行政収入は、非常勤職員人件費分について、障害者施策推進包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○経済状況の変化により、作業工賃の上昇は難しい状況であるが、多量や納期が短い作業にも各作業所が協力し、共同受注を行う体制を整え、作業工賃向上のため、今後は受注の幅広げていくことが必要である。  
○各作業所がこれまでの作業にこだわらず、受注可能な高い工賃の作業にシフトすること。  
○紹介した仕事を作業所が積極的に受託し出来るよう、職員の作業工夫やほかの作業所等と協力するなどして仕事を受けられるようにし、工賃向上に繋げる。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	作業所支援に係るニーズを把握し、必要に応じた支援を行う。	作業所の工賃向上という課題に対して、新規事業創出等に関するノウハウや気づきを提供する実践的な研修を実施した。	作業所が持続的な経営を維持するため、工賃向上に繋がる支援に努める。
②			
③			

他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区）	
	実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区	

況（要旨）	議会議決事項
平成28年度2月会議	「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」
平成28年度9月会議	「就労につなげる障がい者アートについて」



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-66	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	佐藤	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-19-01	障害者地域自立支援協議会運営事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワーク等を構築する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。						
対象者等	すべての区民						
内容	<p>【基本的な考え】障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】①相談機関のあり方、連絡調整②障がい者計画の進捗状況及び評価③事業者、団体、関係機関のネットワーク化④困難事例への対応のあり方の協議⑤障がい者サービスの基盤整備の検討⑥就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】①障がい者団体代表②相談機関職員③就労支援機関④民生委員・児童委員⑤社会福祉協議会（権利擁護担当者）⑥特別支援学校教諭⑦障がいサービス事業者⑧障がい当事者⑨医療機関関係者⑩官公庁</p> <p>【会議】会議は定例会議を年4回程度開催。</p>						
経過	<p>平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。</p> <p>平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討）</p> <p>平成23年度 地域自立支援協議会設置（平成24年3月16日第一回全体会実施）</p> <p>平成24年度 地域自立支援協議会第一回支援会議開催（平成24年5月9日）</p> <p>平成25年4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）</p>						
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	障がい者が安心して地域で自立した生活を営むために必要な相談支援体制について専門部会の意見を聴きながら幅広く協議していく。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		792	824	825	825	853	1,258	1,166
決算額（元年度は見込み）		583	727	679	739	726	708	1,166
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
開催回数		4	4	4	4	4	4	4

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	537	報償費	委員謝礼	506	報償費	委員謝礼	950
旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償	0	需用費	食糧費	15
需用費	食糧費	14	需用費	食糧費	14	委託料	介助者委託	201
委託料	介助者委託	175	委託料	介助者委託	188			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,554	4,491	937	地方税	0	0	0	
	物件費	189	202	13	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	537	506	▲ 31	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	386	339	▲ 47	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,666	▲ 5,538	▲ 872	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,666	5,538	872	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,666	▲ 5,538	▲ 872	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,666	▲ 5,538	▲ 872		

備考 行政費用のうち補助費等は、委員及び介助者への謝礼であり、委員の出席状況に伴う実績の変動となっている。

問題点・課題 ○障害者の法に係る国等の動向を注視する必要がある。  
○地域生活支援拠点、基幹相談支援センターの整備等について検討を進める必要がある。

問題点・課題の改善策			
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要に応じて専門部会の再構成を検討していく。	専門部会の再構築を行い、各部会ごとにテーマを定めて調査研究等を進めた。	障がい者が安心して地域生活を営めるよう、地域課題を共有し、その解決に向け協議していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-67	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	佐藤	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 16 年度	根拠	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画（児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を内包する計画）を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。						
対象者等	・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、身体知的障がい者、身体精神障がい者、知的精神障がい者、障がい児通所支援利用者、難病認定者等の荒川区民 ※身体障がい者7,060名、知的障がい者1,449名、精神障がい者2,229名、難病2,321名（31年3月現在）						
内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）第88条に基づき、第4期障がい者プラン及び第5期障がい福祉計画を平成29年度に策定した。 さらに、平成28年に改正された児童福祉法第33条の20により、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を定めるものとされ、障害者総合支援法第88条の6に障害福祉計画と一体のものとして作成できると規定されたことから、あわせて第1期障がい児福祉計画も策定した。						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 第1期障害者プラン（平成12年度から平成17年度まで）策定 平成19年3月 第2期障がい者プラン（平成18年度から平成23年度まで）策定に併せて第1期障がい福祉計画（平成18年度から20年度まで）を策定 平成21年3月 第2期障がい福祉計画（平成21年度から23年度）策定 平成24年3月 第3期障がい者プラン（平成24年度から平成29年度まで）策定に併せて第3期障がい福祉計画（平成24年度から26年度まで）策定 平成27年3月 第4期障がい福祉計画（平成27から29年度まで）策定 平成30年3月 第4期障がい者プラン（平成30年度から平成35年度まで）策定に併せて第5期障がい福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）及び第1期障がい児福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）策定						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①	—					
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	自立支援協議会において、障がい者総合プランの進行管理を行う。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		0	1,034	0	0	7,924	-	-
決算額（元年度は見込み）		0	543	-	0	7,677	-	-
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
障害者実態調査対象者数（人）						9,796	-	-
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	策定委員等報酬	495						
食糧費	お茶代	12						
委託料	調査委託等	7,170						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		4,264	374	▲ 3,890		地方税			0	
物件費		7,182		▲ 7,182	国庫支出金			0		0	
維持補修費		0		0	都支出金			0		0	
扶助費		0		0	分担金及び負担金			0		0	
補助費等		495		▲ 495	使用料及び手数料			0		0	
減価償却費		0		0	その他			0		0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		0	行政収入合計(a)			0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		463	28	▲ 435	行政収支差額(a)-(b)=(c)			▲ 12,404	▲ 402	12,002	
その他行政費用		0		0	金融収支差額(d)			0		0	
行政費用合計(b)		12,404	402	▲ 12,002	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 12,404	▲ 402	12,002	
特別費用(g)		0		0	特別収入(f)			0		0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 12,404	▲ 402	12,002	

備考

29年度は、障がい者計画の作成年であったため、物件費（区内障がい者の実態調査に係る業務委託分）及び補助費等（プラン策定委員会委員報酬）、給与関係費等を要した。

問題点・課題

自立支援協議会において、障がい者総合プランの進行管理を行う。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立支援協議会にて、障がい者総合プランの進捗管理を行う。	自立支援協議会において、第4期障がいプランの初年度にあたったため、新たなプランの報告を行った。	引き続き、自立支援協議会において、障がい者総合プランの進捗管理を行う。
②			
③			

他区の実況

（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-68	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
	支援事業	担当者名	竹澤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 14 年度	根拠	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	交付要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	区内の重度障害者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する事業者。							
内容	障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。 【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。 【補助対象経費】重度障害者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬。							
経過	平成15年 3月 補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 平成18年10月 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる） 平成24年12月 実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法） 平成26年 4月 障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化 平成28年 4月 重度障がい者を受入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定							
必要性	重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） NPO法人かがやき「東日暮里ハイツ」及び一般社団法人ナースプラネット「それいゆ壱号館」に対し補助金を交付。平成30年度より「それいゆ弐号館」へも補助金を交付。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	延べ利用者数（人）	84	84	84	84	100	毎月利用者数×12月
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		2,023	2,024	2,024	8,223	8,223	10,278	10,278
決算額（元年度は見込み）		2,023	2,023	2,023	8,222	8,222	10,278	10,278
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
共同生活介護利用者数(人)		6	-	-	-	-	-	-
共同生活援助利用者数(人)		1	7	7	8	8	7	7
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助	8,222	負担金補助等	運営費補助	10,278	負担金補助等	運営費補助	10,278

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	8,222	10,278	2,056	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲9,010	▲11,083	▲2,073
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,010	11,083	2,073	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲9,010	▲11,083	▲2,073
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲9,010	▲11,083	▲2,073	

備考 行政費用のうち補助費等の増は、重度障がい者グループホームを運営する法人への補助分となっており、重度障がい者を受入れることができる事業者が増えたことによる。

問題点・課題 ○障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、グループホームの増設に対する補助を継続する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度障がい者の受入先となる施設を増やすため、引き続き補助を継続する。	「それいゆ弐号館」への交付を開始し、重度障がい者の受入れ充実を図った。	重度障がい者の受入先となる施設を増やすため、引き続き補助を継続する。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	世田谷区・豊島区（いずれも運営費補助）
議会要旨	平成27年度9月会議 「障害者支援について（グループホームの充実）」 平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-69	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム 運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	竹澤	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（元年度）	01-20-02	重度身体障害者グループホーム費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。							
対象者等	以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者							
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 ①1施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1施設あたり年額14,638千円運営費補助 ②居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月＝1,440,000円（年額）							
経過	平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工（平成18年12月竣工） 平成19年 1月 事業開始							
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	入居者延べ数(人)	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援を推進する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
決算額（元年度は見込み）		16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
入居者数（人）		5	5	5	5	5	5	5
居室維持管理費補助対象者数（人）		5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
	給与関係費	711	748	37	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	16,078	16,078	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	77	57	▲20	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲16,866	▲16,883	▲17
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,866	16,883	17	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲16,866	▲16,883	▲17
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲16,866	▲16,883	▲17

備考

行政費用のうち補助費等については、グループホーム運営法人への運営費補助分となり、入居者及び補助対象者数が変わらないため横ばいとなっている。

問題点・課題

利用者の重度化が進む中で支援に従事するマンパワーが追いついていないため、今後も事業者の運営に必要な補助を継続する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適正な管理運営が出来るよう、事業者へ継続して指導・支援する。	日頃より、事業者と連絡を密に取り合い、適正な管理運営を確認した。	適正な管理運営が出来るよう、事業者へ継続して指導・支援する。
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	新宿区：2カ所 台東区：2カ所 目黒区：1カ所 世田谷区：1カ所 北区：1カ所
議会議決要旨	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-70	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	親なき後支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	竹澤 岩崎 鈴木(文)	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-21-01	親なき後支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 24年度	根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプランの作成支援を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。						
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。 基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（備品等購入費、工事期間中の家賃・光熱水費等） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申立に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判において決定された額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 【個人別ライフプラン作成支援】 障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直す個人別ライフプランの作成を支援するためプランナーによる個別相談を実施する。						
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年12月 個人別ライフプラン作成支援事業開始						
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① GH誘致数（床）	3	7	20	20	20	
	② 区長申立て件数（件）	3	1	1	1	3	
③ ライフプラン相談件数（件）	239	257	210	230	260	27年度は4か月間のみ実施	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を多角的に実施する。特にグループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていく。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		13,345	12,892	15,839	4,652	10,752	12,805	7,849
決算額（元年度は見込み）		2,861	8,417	7,065	1,793	2,793	9,670	7,849
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
GH誘致数（床）		0	20	16	3	7	20	20
ライフプラン相談件数（件）				52	239	257	210	230
区長申立て件数			1	0	3	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	労働者派遣・診断書料等	1,329	役務費	診断書料等	1,404	役務費	診断書料等	1,976
負担金補助等	GH設置補助	1,215	負担金補助等	GH設置補助	8,016	負担金補助等	GH設置補助	4,104
扶助費	後見人等報酬助成	240	扶助費	後見人等報酬助成	240	扶助費	後見人等報酬助成	1,080
公課費	公課金	3	公課費	公課金	3	公課費	公課金	19
需用費	消耗品	6	需用費	消耗品	7	需用費	消耗品	10
報償費	財産保全申立弁護人報酬	0	報償費	財産保全申立弁護人報酬	0	報償費	財産保全申立弁護人報酬	660

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,822	2,178	▲ 644	地方税	0	0	0	
	物件費	1,335	1,411	76	国庫支出金	120	417	297	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	473	208	▲ 265	
	扶助費	240	240	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,218	8,019	6,801	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	6	6	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	599	631	32	
	賞与・退職給与引当金繰入額	306	165	▲ 141	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,322	▲ 11,382	▲ 6,060	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,921	12,013	6,092	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,322	▲ 11,382	▲ 6,060	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,322	▲ 11,382	▲ 6,060		

備考 行政費用のうち補助費等の増は、グループホームひぐらし分のグループホーム設置推進事業補助金等の増による。行政収入は、各支出金が地域生活支援事業補助金（国・都）、その他が成年後見区長申立てに係る費用求償分（自己負担分）を受入れている。

問題点・課題 居住の場としてGHが必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。ライフプランの作成支援について、障がい者やその家族、事業者に対してさらに周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きライフプラン作成支援について、周知していく。	プランナーによる個別支援に加え、障がい者団体等を対象とした説明会を行った。	特別支援学校の福祉制度説明会等を利用して、引き続き周知する。
②	社会福祉協議会と連携して周知や案内を行っていく。また、遠方施設の入所者についても状況把握を行う。	社会福祉協議会と連携し申立てを実施した。	引き続き、社会福祉協議会と連携して周知や案内を行っていく。併せて、遠方施設の入所者についても状況把握を行う。
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)  
 国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。）  
 ライフプランの作成支援については、他区での実施は無。

議会要旨  
 平成27年度6月会議 「地域福祉事業への支援について（グループホーム建設に対する区補助金の拡大）」  
 「グループホームの今後について」  
 平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-71	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者虐待防止・差別解消事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	時田	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-22-01	障がい者虐待防止・差別解消事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 24 年度	根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	<p>【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。</p> <p>【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。</p>							
対象者等	虐待・差別を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民							
内容	<p>【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（青年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む）</p> <p>【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会にかけ、改善策等を諮る。</p> <p>【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等</p> <p>【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。</p>							
経過	平成24年10月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置						
	平成25年12月	休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始						
	平成28年 3月	荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定						
	平成28年 4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置 休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始						
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者 に委託							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	虐待通報受理件数（件）	4	5	4	5	0	
	②	差別通報受理件数（件）	0	0	0	0	0	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	一般企業向けのパンフレット作成や講演会の実施など普及啓発を推進していく。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		1,990	2,111	1,701	1,871	2,209	1,971	2,185
決算額（元年度は見込み）		634	583	415	1,068	1,185	857	2,185
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
虐待通報受理件数（件）		1	8	3	4	5	4	5
差別通報受理件数（件）		-	-	-	0	0	0	0
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会謝礼	26	報償費	講演会謝礼	26	報償費	講演会謝礼	114
需用費	差別解消マニュアル印刷等	299	需用費	差別解消啓発用品等	432	需用費	差別解消啓発用品等	502
役務費	弁護士相談料	0	役務費	弁護士等専門家相談料	0	役務費	弁護士等専門家相談料	816
委託料	コールセンター委託料他	854	委託料	コールセンター委託料他	393	委託料	コールセンター委託料他	746
使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	7

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		2,299	3,892	1,593		地方税		0	0	0
物件費		1,159	831	▲ 328	国庫支出金		654	654	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		327	327	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		26	26	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		981	981	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		250	294	44	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 2,753	▲ 4,062	▲ 1,309		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		3,734	5,043	1,309	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,753	▲ 4,062	▲ 1,309		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,753	▲ 4,062	▲ 1,309		

備考 行政費用のうち物件費の減は、H29年度の委託料（差別解消パンフレット作成成分）の減及び虐待通報受付業務委託料が入札結果により契約金額が下がったことによる。  
行政収入は、各支出金で虐待防止分に係る地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・課題  
○引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知を継続していく。  
○関係事業所等に対しては、虐待防止のための研修等を行い、日々の処遇の質の向上を図っていきけるようにする。  
○今後も差別解消法について、区民及び事業者、関係者等に普及啓発を図り理解を深めていく。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、障がい者差別解消及び虐待防止の普及啓発を行っていく。	障がい者差別解消法及び障がい者虐待防止法についてのパンフレットや普及啓発用品の配布を行った。	障がい者差別解消法及び障がい者虐待防止法について、さらなる普及啓発を行い、障がい者への理解促進につなげる。
②			
③			

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	
	法定事業	
議会要旨	平成29年度2月会議 「障害福祉サービス内容について周知徹底するとともに、障がい者への差別と偏見の解消について必要な手立てを講ずること。」	

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-72	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	廣田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-01	相談事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	48年度	根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。						
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者						
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>						
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p> <p>平成22年 4月 相談事業を拡大するため、心理職2名を配置した。</p>						
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ・相談は、心理職、福祉職、看護師が受ける。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 一般相談及び医学相談（件）	386	277	260	300	300	
	② 心理相談（件）	394	372	450	450	450	
③ 各自主活動回数（回）	67	98	100	100	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。					

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額		6,472	4,440	4,341	6,534	6,631	6,503	6,505
決算額（元年度は見込み）		4,260	4,405	4,303	6,269	6,597	6,468	6,505
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）								
一般相談及び医学相談（件）		362	353	359	386	277	260	300
各自主活動実施状況（回）		36	31	84	67	98	100	100
心理相談（件）		525	368	431	394	372	450	450
予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤看護師嘱託医報酬	5,721	報酬	非常勤報酬	5,719	報酬	非常勤報酬	5,725
共済費	保険料	524	共済費	非常勤保険料	524	共済費	非常勤保険料	525
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	1	旅費	特別旅費	5
需用費	食糧費・消耗品費	221	需用費	食糧費	4	需用費	食糧費	7
役務費	保険料	1	需用費	消耗品費	218	需用費	消耗品費	240
備品購入費	知能検査用具購入費	130	役務費	保険料	2	役務費	保険料	3

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		6,245	9,851	3,606		地方税		0	0	0
物件費		350	223	▲127	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		1	2	1	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		0	273	273	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲6,596	▲10,349	▲3,753		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		6,596	10,349	3,753	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲6,596	▲10,349	▲3,753		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲6,596	▲10,349	▲3,753		

備考 行政費用については、相談業務であるため、給与関係費（非常勤職員人件費、嘱託医報酬）が多くかかっている。また、物件費については、備品購入分の減となっている。

問題点・課題 ○より多くの相談に応じるために、他機関との連携を強化していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他機関との連携を密にすることで、より細やかな相談対応ができるよう努める。	医療機関や保健所等、地域の社会資源機関との連携をひろげた。	引き続き、他機関との連携を密にすることで、より細やかな相談対応ができるようにしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成29年度2月会議 「基幹相談支援センターの設置について」

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-73	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	廣田	内線	414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-02	機能訓練事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 48 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。</li> <li>・リハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。</li> </ul>							
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く）							
内容	<p>【地域活動支援センターⅡ型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を実施（定員8人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由：不定期 言語：月・水 午後 2コース/週</li> <li>・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週</li> </ul> <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前</li> <li>・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後</li> </ul>							
経過	<p>昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。</p> <p>平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p> <p>平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し一部利用者が移行した。</p>							
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			28年度	29年度	30年度	元年度見込み		目標値(8年度)
	①	訓練在籍実人数（人）	106	113	91	120	130	
	②	高次脳機能障がい者在籍実人数（人）	13	15	20	25	25	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
継続	継続	現状の規模で実施する。						

予算・決算額等の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
予算額		13,656	13,949	14,281	14,614	14,597	14,484	14,775			
決算額（元年度は見込み）		12,881	12,013	12,616	12,797	13,053	9,698	14,775			
実績の推移		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
事項名（元年度は見込み）											
延べ利用人数（人）		2,845	2,808	2,498	2,610	2,600	1,588	2,200			
訓練在籍実人数（人）		96	99	103	106	113	91	120			
予算・決算の内訳		平成29年度（決算）		平成30年度（決算）		令和元年度（予算）					
節	主な事項	金額（千円）		節	主な事項	金額（千円）		節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤報酬	8,103		報酬	非常勤報酬	5,996		報酬	非常勤報酬	8,952	
共済費	保険料	1,161		共済費	非常勤保険料	827		共済費	非常勤保険料	1,298	
報償費	講師謝礼	620		賃金	臨時職員	409		報償費	講師謝礼	620	
旅費	旅費	7		報償費	講師謝礼	620		旅費	特別旅費	41	
需用費	消耗品費	170		旅費	特別旅費	7		需用費	消耗品費	190	
扶助費	送迎車両雇上	2,992		需用費	消耗品費	161		備品購入費	備品購入費	835	
				扶助費	送迎車両雇上	1,678		扶助費	送迎車両雇上	2,839	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		29年度	30年度	差額	行政収入	勘定科目		29年度	30年度	差額
	給与関係費		13,255	10,295	▲ 2,960		地方税		0	0	0
物件費		177	577	400	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		2,992	1,678	▲ 1,314	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		620	620	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		433	262	▲ 171	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 17,477	▲ 13,432	4,045		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		17,477	13,432	▲ 4,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 17,477	▲ 13,432	4,045		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 17,477	▲ 13,432	4,045		

備考

行政費用のうち扶助費については、自ら通所できる者が増え送迎用タクシー利用者が減ったため、送迎車両雇上料が減となった。

問題点・課題

○高次脳機能障がい者特化したグループ訓練を行っていることや病院でのリハビリ期間の制約などにより、地域でのリハビリの需要が増加傾向にある。こうした需要に応えていくため、人的な確保と場所の確保が課題となっている。また、訓練後の地域生活での受け皿をさらに充実させていく必要がある。高次脳機能障がい者の障害特性に対応が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	より効果的な訓練サービス等を提供できるように、人員と場所の確保に努める。	より良い訓練サービス等の提供のために効果的、効率的な訓練プログラムを提供した。	訓練サービス等の内容をより精査し、一人ひとりに適した幅広い訓練プログラムを提供する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	平成21年決特 平成21年四定	「高次脳機能障がい者に対する支援について」 「高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について」	



# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-74	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	横田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-03	児童発達支援等事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	48年度	根拠	児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。						
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前						
内容	児童発達支援 定員 午前：15名 午後：15名 ○親子療育：発達に課題のある1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○親子分離療育：発達に課題のある3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 ○保育園児等の療育：保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育：身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○セラピープログラム：情緒面や行動面、対人関係などに課題のある乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム：学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援：家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。						
経過	昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年 4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年 4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年 4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年 4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年 4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。 平成24年 4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。						
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、保護者へのさまざまなサポートも必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	①年間延べ利用者数（人）	5,735	5,532	5,807	5,850	6,000	
	②実利用人数	203	219	212	230	250	
③特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数（人）	19	30	20	40	40		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
元年度	2年度						
重点的に推進	重点的に推進	引き続き、0～18歳までの相談や就学前まで療育枠の充実を検討していく。					

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	5,684	5,639	5,374	2,207	2,214	2,214	2,261
決算額 (元年度は見込み)	5,484	2,807	2,080	2,074	2,002	1,821	2,261
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名 (元年度は見込み)							
年間延べ利用者数(人)	4,218	4,493	4,347	5,735	5,532	5,807	5,850
在籍人数(人)	156	168	177	203	219	212	230

予算・決算の内訳								
平成29年度 (決算)			平成30年度 (決算)			令和元年度 (予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	指導業務臨時職員雇用	1,316	報償費	療育支援講師	1,133	報償費	療育支援講師	1,462
需用費	賄費等	350	需用費	賄費等	385	需用費	賄費等	493
役務費	ピアノ調律等	194	役務費	ピアノ調律等	248	役務費	ピアノ調律等	232
委託料	腸内細菌検査委託料	57	委託料	腸内細菌検査委託料	56	委託料	腸内細菌検査委託料	74
使用料等	バス雇上げ	85						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額		29年度	30年度	差額	
行政費用	給与関係費	99,287	98,410	▲ 877	地方税	0	0	0
	物件費	686	688	2	国庫支出金	0	63	63
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	31	31
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,316	1,133	▲ 183	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	27,964	29,760	1,796
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	27,964	29,854	1,890
	賞与・退職給与引当金繰入額	10,776	7,435	▲ 3,341	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 84,101	▲ 77,812	6,289
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	112,065	107,666	▲ 4,399	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 84,101	▲ 77,812	6,289
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 84,101	▲ 77,812	6,289	

備考 行政費用のうち補助費の減は、29年度に使用料等（行事に伴う大型バスの借り上げ等）が、30年度に行事を廃止したことに伴い減ったことによる。  
行政収入は、その他で介護給付費（児童発達支援）を受入れている。

問題点・課題 ○療育室の改修及び職員（心理士・保育士）の増員が行われ、平成29年度は療育の拡充につなげたが、利用者は年々増加傾向にあり、新規の受け入れが困難な状況に至っている。今後、児童相談所の開設により、相談や利用の増加も見込まれる中、受け入れ枠の拡大が必要となっている。

問題点・課題の改善策			
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容	平成30年度に実施した改善内容および評価	令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関（保育園・幼稚園・小学校・保健所・子ども家庭支援センター）との連携を強化していく。	関係機関（保育園・幼稚園・小学校・保健所・子ども家庭支援センター）との連携を強化し、子どものより良い発達の支援につなげた。	月1回の相談枠を設け、更に、機能の拡充、充実を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
-------	-----------	----------	----------

議会要旨(要旨)問状	平成22年予特 平成28年度11月会議 平成29年度 6月会議 平成29年度 6月会議	「とぎれのない障がい者支援体制の確立について」 「児童の発達に対する支援強化について」 「発達障がいの早期発見のための5歳児検診の導入について」 「ペアレントトレーニング実施の環境整備について」
------------	--	--

# 事務事業分析シート（令和元年度）

No1

事務事業コード	08-05-75	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木			
		担当者名	廣田	内線	414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（元年度）	01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 元年度 <input type="radio"/> 30年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。							
対象者等	区内で生活支援を必要とする心身障がい者							
内容	①資源を活用するための支援 ②社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナー、高次脳機能障がい講演会を実施する。 ③ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する相談や、個別的援助・支援に関する相談を実施する。 ④専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、就労移行支援事業所、ハローワーク、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。							
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年 2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年 4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）							
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。職員1人と専用相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)		
	①	ピアカウンセリング件数（件）	20	23	34	35	35	
	②	自立支援セミナー開催回数（回）	14	7	7	7	7	
③	自立支援セミナー延べ参加者数（人）	283	217	179	200	200		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
元年度	2年度							
推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。						

予算・決算額等の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
予算額	3,804	4,132	3,747	3,886	3,865	3,919	3,800
決算額（元年度は見込み）	3,271	3,855	3,516	3,713	3,470	3,403	3,800
実績の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事項名（元年度は見込み）							
ピアカウンセリング件数（件）	28	27	25	20	23	34	35
自立支援セミナー開催回数（回）	15	15	15	15	7	7	7
セミナー延べ参加人数（人）	208	245	255	255	217	179	200

予算・決算の内訳								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤当事者相談員	2,781	報酬	非常勤報酬	2,783	報酬	非常勤報酬	2,930
共済費	保険料	358	共済費	非常勤保険料	357	共済費	非常勤保険料	358
報償費	講師謝礼	192	報償費	講師謝礼	78	報償費	講師謝礼	278
旅費	旅費	6	旅費	特別旅費	11	旅費	特別旅費	20
需用費	消耗品費等	115	需用費	消耗品・印刷製本	119	需用費	消耗品・印刷製本	136
役務費	セミナー講師謝礼	18	役務費	セミナー講師謝礼	55	役務費	セミナー講師謝礼	78
使用料	会場使用料	0						

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	29年度	30年度	差額	29年度		30年度	差額		
	給与関係費	11,813	11,717	▲ 96	地方税	0	0	0	
	物件費	139	185	46	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,312	2,202	▲ 110	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	192	78	▲ 114	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,312	2,202	▲ 110	
	賞与・退職給与引当金繰入額	941	648	▲ 293	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,773	▲ 10,426	347	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	13,085	12,628	▲ 457	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,773	▲ 10,426	347	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,773	▲ 10,426	347	

備考 行政費用のうち補助費等は、講師料が少額で済んだり荒天によるセミナーの中止により自立支援セミナー講師謝礼が減ったため、減となっている。  
行政収入は、高次脳機能障害者支援促進事業補助金を受入れている。

問題点・課題 ○セミナーの内容の質の向上に務め、社会資源の活用や自立した地域社会での生活力を高めるための支援につなげる。

問題点・課題の改善策							
	平成30年度に取り組む具体的な改善内容		平成30年度に実施した改善内容および評価		令和元年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	障がい者スポーツ関連のセミナー等を開催し、スポーツに触れる機会の拡大を図る。		日常的な訓練の中で、レクリエーションとして障がい者スポーツを楽しむプログラムを取り入れた。		障がい者スポーツ関連のセミナー等を開催し、スポーツに触れる機会の拡大を図る。		
②	高次脳機能障がい講演会を開催し、より多くの区民へ理解促進を図る。		高次脳機能障がい講演会を開催し、より多くの区民へ高次脳機能障がいへの理解促進を図った。		高次脳機能障がい講演会を開催し、更に多くの区民への理解促進を図る。		
③							
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区	( 0 区 )			
議会議事録(要旨)							